

第五十一回 参議院法務委員会 會議録第十八号

(三五四)

昭和四十一年五月十日(火曜日)

午後一時二十一分開会

委員の異動

五月十日

柳岡 秋夫君

補欠選任

田中寿美子君

出席者は左のとおり。

委員長

和泉 覚君

理事

委員

松野 孝一君

稲葉 誠一君

後藤 義隆君

斎藤 昇君

中野 文門君

中山 福蔵君

大森 創造君

亀田 得治君

田中寿美子君

藤原 道子君

野坂 参三君

山高しげり君

國務大臣

法務大臣

石井光次郎君

政府委員

法務省民事局長

新谷 正夫君

法務省刑事局長

津田 實君

法務省矯正局長

布施 健君

厚生省社会局長

今村 謙君

事務局側

常任委員会専門員

増本 甲吉君

説明員

内閣総理大臣官房参事官

福田 勉君

警察庁保安局防犯少年課長

今野 耿介君

労働省婦人少年局婦人課長

木下 雪江君

本日の會議に付した案件
○商法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○檢察及び裁判の運営等に関する調査(党春対策に関する件)

○委員長(和泉覚君) ただいまから法務委員会を開会いたします。
まず、商法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言を願います。

○稲葉誠一君 商法が、戦後三回改正されたわけですか。その改正の経過は、どういふふうな形になって、どういふ点がおもに改正されたか、ちょっと御説明願いたいと思います。

○政府委員(新谷正夫君) 戦後におきます商法の改正の経過でございますが、数回にわたりまして商法改正が行なわれておりますが、大部分はほかの法律の改正に伴います整理でございます。その中に、商法自体の改正を含むものがござい

ます。昭和二十五年に法律第六十七号で改正になりましたのが、戦後の商法改正の最も大きな点であつたかと思ひます。これは、資金調達、便宜等を考慮に入れまして、株式会社法につきまして全面的な改正が行なわれたわけでござい

ます。それから、昭和二十六年に、株主訴訟の場合の担保提供制度を採用しようということで改正が行なわれました。さらに、昭和三十年に、新株引受権に関する改正が中心になりまして、そのほか

千のこまごました改正が行なわれております。さらに、昭和三十七年に、株式会社の計算規定を中心いたしました。その他若干のこまかい点についての改正が行なわれておるわけであります。

以上が商法自体のおもな改正の経過でございますが、そのほか、昭和二十五年から三十八年にかけて、鉱業法の改正、あるいは非訟事件手続法の改正、法務省設置法の改正、商業登記法の制定、そういった他の法律の改正あるいは制定に伴いまして、商法に關係のある部分が整理の意味で若干の手直しを行なわれたわけでござい

ます。○稲葉誠一君 二十五年と二十六年と、これは古いことですけれども、あれですか、わざわざ分けて改正したのは、特別な意味があるのですか。これは、占領中で、占領軍からのサゼクションとかでやつたわけですか。

○政府委員(新谷正夫君) 昭和二十五年に大改正をいたしましたときには、司令部のほうの示唆もあつたようでございまして、株式会社法の全面的改正ということになったわけでござい

ます。二十六年の改正は、これは改正としましては非常にこまかいのでございまして、特に司令部からのそういう指示というものはなかつたようでござい

ます。○稲葉誠一君 二十五年に株式会社法の全面改正があつたというのは、そうすると、あれですか、前の株式会社法というか、旧商法と現行商法ですか、ちょっとその詳しいことはわかりませんが、元来、日本の株式会社法は、どこ

のあれを模範と言つて語弊がありますが、受けてつくられたものなんですか。

○政府委員(新谷正夫君) 二十五年以前の株式会社に關する法律は、大陸系の、主としてドイツの法律を中心にして考えられたもの

のようでございます。二十五年に改正になりましたときには、いわゆる授權資本制という制度を取り入れまして、資金の調達を便宜ならしめるということからそのようになつたわけであります。これによりまして取締役会の権限の充実をはかると同時に、他方において株主の保護をはかるとことをねらいまして昭和二十五年の改正が行なわれたわけでござい

ます。○稲葉誠一君 商法全体としては、元来、日本の商法は、やはりドイツの商法を受けてきたものですか。旧民法と、それから民法、それからい

まの新民法と、民法では三つの段階があると思うんですが、商法の場合はどういふふうな経過になつてゐるわけですか。

○政府委員(新谷正夫君) 明治の初め、明治二十年代だと思ひますが、大陸系の法典を参考にいたしまして、御承知のように、民法、商法の制定が行なわれたわけでござい

ます。その際に、商法につきましても、フランス系の商法を手本にいたしまして最初が国の商法ができたわけであります。その後改正になりまして、ドイツ系の考え方を取り入れて戦前までその商法が行なわれてきたという経過になっております。

○稲葉誠一君 手形の場合は、万国統一条約ですか、あつた形になつて入つていますね。手形も商法ですけども、会社法關係は統一

的なものはないわけですか。

○政府委員(新谷正夫君) 株式会社につきましても、これは世界的に共通の分野があるということから、株式会社法の統一ということも手形法と同じように考えられておるわけでござい

かし、これは、株式会社法に限りませず、商法全般についてもある程度言える事柄でございまして、全体の傾向といたしましてはそういう方向に今後とも向いていくであろうことは十分考えられるわけでございします。

○稲葉誠一君 民法の場合は、やはり国民というが民族の固有の色彩が非常に強いわけですが、まあ債権法の場合と身分法の場合とは違いますが、すけれども、商法の場合には、それが商取引という形で非常に何といいますが一般的になっているわけですから、手形法が統一ができていなければ、会社法に株式会社の場合は、少なくとも資本主義国の株式会社法では、大体同じような系統に進んでいるんじゃないかと、こう考えられるんですが、いまお話があった会社法の統一関係というのは、どの程度まで進んで、ある程度の試案みたいなものができているんですか。そこまではまだいっておられないわけですか。

○政府委員(新谷正夫君) いろいろ、学者の間、あるいは国際会議の場におきましては、そういうことも考えられておるようでございますけれども、統一手形法に関する条約のような形で具体化したものはまだないようには承知いたしております。

○稲葉誠一君 そうすると、いままでの会社法の中で、フランス系というか、あるいはドイツ系というか、そういうふうなもの全部なくなつて、全部と言つていくらいにアメリカ系の――まあアメリカ系といいますが、英米系というか、そういう形の法律体系というものが日本の株式会社法に入ってきているわけですか。あるいは、まだ昔のドイツ法的な残滓というか、そういうふうなものが残っていることになっているわけですか。ここら辺のところはどういうふうになっているんですか。

○政府委員(新谷正夫君) 株式会社法は、骨子といたしましては従前の大陸系の法典を参考にしてきたものでございまして、これを骨子としながら、英米法系のたたいま申し上げました授權資本制というふうな制度を導入したということでございします。

います。したがって、完全にこれが英米法系のものになり切つておるかということにつきましては、若干考え方に差異はあるかと思ひますけれども、完全に英米法と同じものになり切つたというところは言い切れない面もあるかと思ひます。

○稲葉誠一君 ちょっとまあベンチマークになるかわかりませんが、いままの点で、どういふ点が英米法系なものであつて、どういふ点がドイツ法系なものでか、こういうふうな点を二、三御指摘願ひませんか。

○政府委員(新谷正夫君) 昭和二十五年の改正の際に、こまかい点につきましてもいろいろと改正をいたしておりますが、従前の株式会社法の考え方をそのまま踏襲した面が比較的多いわけでありまして、こまかい技術的な面ももちろん検討されてはいたしますが、株式会社の法になつたわけでありまして、英米法系の色彩が特に顕著にあらわれております。これは、株式の発行に關する授權資本の制度、これが何と申しても一番大きな点でございします。それと、少数株主の保護といふふうなことをはかる帳簿の閲覧請求権といふふうなものも認めて株主なり会社債権者の保護をはかるというふうなことをいたしたわけでありまして、そういう点々が英米法に近づいておるということになるかと思ひます。

○稲葉誠一君 授權資本の制度というのは新しく設けられたんだと思ひますが、少数株主の保護の問題とか、帳簿の閲覧請求権というのは、前からあつたんじゃないですか。多少変わったんですか。

○政府委員(新谷正夫君) 前からあつたわけでありまして、むしろ、株主の保護というのは、株式会社法全般を通じてどここの法の法則におきましても当然これは考えられるべき筋合いのものでございします。これを無視するわけにはもちろんですらないわけでありまして、ただ、授權資本制を導入いたします際に、特にたたいま申し上げました帳簿閲覧請求権というふうな問題を取り上げまし

て、従前以上に株主の保護をはかつていこうというのを考えられたわけでありまして、これは英米法的な法律であるから特にそれが強いと言ひ切れるかどうか多少問題でございしますけれども、要するに、全体の傾向としていたしまして、英米法にあるそういう制度を導入して二十五年の改正が行なわれたというところでございします。

○稲葉誠一君 今度の商法の一部改正の案が出ておるわけですが、そうすると、これが改正になつた、こうした場合に、今後はどうするんですか。またどこか改正するんですか。その見通しはどうなんでしょうか。ちよくちよく改正するんですか。

○政府委員(新谷正夫君) 今回の改正につきましては、株式会社法の全般にわたる改正ではむしろございまして、七つの大きな項目についての改正でございまして、特に緊急を要するといふふうに認められまして点の取り上げまして、法制審議会の意見を尊重しながらこの法律案ができ上がったわけでございます。商法全体の問題としていたしまして将来どうするかというところは、まだたたいま具体的に法務省としては考えておりませんけれども、とりあえずこの改正案が御承認いただければ、今後の商法全体の問題ももちろん検討いたしたいかなければならないわけでございます。できましますならば、こういう個別的な改正というだけではなしに、全体を通して商法全般にわたる検討をいたすべきものであらうというふうには考えておるわけでありまして、何ぶんにも大抵典でございまして、問題もこまかい問題から大きな問題に至りますまで多々あらうかと存じます。

○稲葉誠一君 法制審議会の商法部会長をやつたのは鈴木竹雄さんですが、鈴木さんは、全面的な商法あるいは株式会社法の改正が望ましいことは申すまでもないことであるといふふうなことを言つておられるわけですね。そうすると、全面的な商法の改正――商法といつても、総則から商行為、海商までずっとありますから、手形は別です

けれども、そういう商法なりあるいは株式会社法の全面的な改正が望ましいというものは、どこに理由があるわけですか。何かどこかに理由があつて商法の全面的改正が望ましいといふふうには考えられるのですか。それが一つと、それから株式会社法の全面的改正が望ましいのだと言つておられるのですが、そうすると、いまの株式会社法にあるのは商法なりに、どこに現実にくぐわぬ点があるのか、法律的な改善をすべき問題点があるのか、そこら辺のところはどうなんですか。そこら辺のところは、民事局のスタッフがなかなかそこまできかないからできないと、そういうふうなことなんでしょうか。どうなんですか。

○政府委員(新谷正夫君) 商法全般の検討ということになりますと、たたいまの仰せのように、商法の総則的な面、あるいは商行為、海商、さらに会社法関係といふふうな大別できるわけでございます。いずれをとりましても非常に大きな問題ばかりでございまして、このいわゆる商法典といふものの全部の改正ということ、これはなかなか容易ならぬことであらうかと思ひます。

しかしながら、この商法という法律は、御承知のように、商事関係に関する特別の法律でございします。経済生活、法律生活が日進月歩の進展をいたしております現代社会におきまして、古く制定された商法典がはたして現在の実生活、経済取引にマッチしているものであるかどうかというものが基本的には問題になるわけでありまして、商法の性格といたしまして、経済界の実情に合うように、むしろ商取引といふものが先行いたしまして、それを追つかけていくというのが商法の一つの性格であらうといふふうには考えられるわけでありまして、ある一定の法律現象につきまして、商的な慣行慣習といふものも日々生まれてまいるわけでありまして、そういうものがそこに生まれてまいるわけでありまして、いろいろの考え方、いろいろの行き方というものがその間に生まれてまいるわけでありまして、法律制度として考えま

けれども、そういう商法なりあるいは株式会社法の全面的な改正が望ましいというものは、どこに理由があるわけですか。何かどこかに理由があつて商法の全面的改正が望ましいといふふうには考えられるのですか。それが一つと、それから株式会社法の全面的改正が望ましいのだと言つておられるのですが、そうすると、いまの株式会社法にあるのは商法なりに、どこに現実にくぐわぬ点があるのか、法律的な改善をすべき問題点があるのか、そこら辺のところはどうなんですか。そこら辺のところは、民事局のスタッフがなかなかそこまできかないからできないと、そういうふうなことなんでしょうか。どうなんですか。

すならば、やはりそういった社会の進化に伴っていろいろの現象がいろいろに考えられるというふうな場合に、やはり統一的な基準をそこに設けて経済生活、法律生活の安定をはかっていくということが必要なのであります。したがって、現実生活の進展に伴って商法全般の問題を考えていかなければならないことは当然でございます。

さりとて、先ほど申し上げましたように、商法典全般について一挙にこの際改正を企てるかどうかという問題は、これはなかなか重大な問題でございます。もちろん、これをやるといういたしますれば、これに従事いたしますスタッフの充実はもちろん必要でございます。また現在私どものほうでやりにかけている問題点がほかに多々ございまして、商法のみを最重点としてやるかどうかという点もこれから検討いたすべき問題だろうと思っております。そういう関係にございまして、討するといふうちにここで割り切ってしまうこともなかなか困難でございます。それぞれの緊急性、重要性を考えた場合にやはりこういうことは改正するのが適当であらうというふうに考えておるわけであります。

○稲葉誠一君 二、三年米、これから、民事局関係として、商法に限らず、民事局関係の法案としては、どういふ点に問題があつて、どういふ点を改正なり何なりしたいと、こういうふうにお考えなんでしょうか。それに従つてどういふふうないま研究をしておる、こういう点はどうか、正確にここでこういうふうな改正したいという点で言つては、これはいまの段階でまだあれだということならば、こういう点を問題点として研究しているという点だけでもいいと思ひます。

○政府委員(新谷正夫君) 御承知のとおり、民事関係の法律というものは非常にたくさんございまして、いずれも大抵典でございまして、すべてにわたつて改正のための検討を行なうということ、これはとても不可能なことではあるまいかと

と思つたわけでございすけれども、しかし、大法典でありますだけに、これを統一的に改正すべき検討研究ということも、じっくりと腰を据えてやる必要があるわけでございす。私どものほうの関係の大きなものと申しますと、まず民法がございすし、さらに商法があり、民事訴訟法、強制執行・競売法というふうな比較的古い法律がございす。さらに、御承知の法例という国際私法がございす。これもかなり古いものでありまして、世界的な法律生活の進展にはたしてそれが即応しているかどうかというふうな問題もあるわけであります。現在、そのいずれにつきましても、実は民事局といたしましては研究段階に入つております。

民法につきましては、財産法関係、身分法関係に分けて、それぞれ基本的な研究を進めておるわけであります。特に民法の財産法に關しては、担保物権制度、これが経済取引の一番重要な問題であります。また、新しい問題も提起されております。担保物権、ことに根拠当制度を法律的に構成していくことができるかどうかというところを中心としたいま検討いたしておるわけでございす。

それから身分法でございす。これは、戦後、御承知のように、憲法の改正に即応いたしまして新しい身分法ができたわけでございす。実施されてからかなりの年月がたつております。これまでのいろいろの実績、実情等も調査研究いたしまして、身分法の検討もこれはぜひやらなければならぬことであらうと思つたわけでございす。ことに戦後、憲法が改正されて、急遽あの身分法の改正が行なわれたわけであります。そこにはいろいろの問題も残されたままになっておる分野もあるのではないかとこのことを考へるわけでございす。これも一つの大きな問題でございす。

それから強制執行・競売法等でございす。これはもうすでに非常に古い法律でございす。現在の強制執行制度は、必ずしも完全なものじゃ

ございせん。むしろいろいろ不備があるということが指摘されておりますので、これについても研究を進めておるといふのが実情でございす。法例は、先ほど申し上げましたような状況になつております。

さらに、最近の問題といたしましては、会社更生法の問題が現下の一つの問題点として論議されております。したがって、法務省におきましては、特に会社更生法の緊急改正を要する点というふうな問題も取り上げまして、ただいま法制審議会でも審議を願つておる状況にあるわけでございす。

非常に多岐にわたつておりますので、なかなか作業は思うように進めたいと思つて、私どもの力の限りこういった問題点を取り上げて将来に備へたい、このように考えております。

○稲葉誠一君 身分法は別として、民法と商法というものを区別して分けなければならぬという理由はあるわけですか。

○政府委員(新谷正夫君) 私法的な法律生活の原則は、御承知のように民法によって規律されるわけでございす。これは原則的な法律関係と申します。私生活における原則的な法律関係を規律するといふのが民法でございす。ところが、同じ商事に關するもの、商的な取引関係に關するものにつきましても、これは行為法の分野に屬するものにつきましても、また、会社法あるいは商人といふふうな組織的な分野に屬するものにつきましても、これは非常に進歩の激しいものでございす。こういった特殊な分野におきましては、法律関係を規律するために、一般原則的な民法のみによつてはとうてい追いついていかないといふふうなところもございす。また、適切に商事関係を規律する法律制度といふものも民法とは別個に考へていく必要があるわけでありす。特に商事の關係におきましては、もちろん倫理的な面も若干ございすけれども、むしろ技術的な分野が非常に多分に入つてくるわけであります。

す。そういうことで、民法とは別個にこういった商事法典というものが必要になつてまいるわけでありす。一般の商人の商行為にいたしましては、あるいは売買にいたしましては、特殊な法律技術的なものといつたしましては保険とかあるいは海商法といふふうなものにいたしまして、これは一般の私法の原則では律し切れないので、そういった特殊な性格に基づいて特別の私法の分野の規律をするために商法といふものが必要である、このように理解するわけであります。

○稲葉誠一君 お話を聞いています。田中耕太郎さんの教科書を思い出したんですが、それはそれとして、たとえば根拠当のような場合は、民事関係だといつても、実情はもう商的な取引関係が中心になつておるわけですから、ああいう根拠当関係などは商法のほうに入れてもいいんじゃないですか。どうして民法の中に残つておるんでしょうかね。

○政府委員(新谷正夫君) 根拠当は、もちろんこれは商取引の担保として利用されるものでございす。しかし、これは必ずしもそういう商取引のみに限定されるかといふと、それも言えないわけでありまして、これは一般の個人——商人以外の個人の債権の担保の場合にももちろん利用し得るわけでありす。そういう意味におきまして、多くは金融取引において利用されるものではありましようけれども、そのみの問題ではないといふわけでございす。一般の根拠当にいたしましては、質権にいたしまして、一般の個人間の債権の担保のために利用し得ると同時に、それがまた商取引に基づく債権の担保にも利用される、両方の分野にまたがる問題でございす。特に商法典においてこれを規律するといふ筋合いのものでもなかろうかと思つたわけであります。

○稲葉誠一君 約束手形なんかは、個人と個人で、商取引に關係なくとも振り出すことがあるんじゃないですか。

○政府委員(新谷正夫君) これは主として商人間において利用されるものであらうと思つたわけでございす。

ございますが、手形はまたこれは独特の技術的な法体系のもとに生まれたものでございます。かつてこれは商法の中に手形法の制度が取り入れられておったわけでありまして、統一手形に関する条約の關係もございまして、これは現在では別個の手形法あるいは小切手法という形をとっております。これはむしろ一般の場合にも利用されるわけでありまして、多くは商取引に利用されるということから、商法——ごく大きく申し上げまして商法の一環としての別個の分野を形成しておるというふうに理解しておるわけでございます。

○稲葉誠一君 本論に入りますが、この商法の改正が、この前に提案されたときと今度の提案と内容がどうも変わっておるようには考えられるんですがね。ということは、この前は、いつでしたか、二年ほど前の国会のときですか、あのときには五つの事項についての改正が中心であつたように考えられるのですが、その後、法案が通りそうなものがあったときに、緊急にこれだけは通してくれといてそれをまたしぼった形で何か非公式に出してきたりしたことがあつたのですが、今度七項目になったのは、具体的にどういうわけで、どこがどういうふうに進んでいくのですか。あるいは私の記憶が不正確かも知れませんが、前に出した法案と今度出した法案と内容が違つて、今度のほうが、何といひますか、範囲を広げているというふうには考えられるのですが、その点はどうなんですか。

○政府委員(新谷正夫君) 確かに、前回、商法の一部を改正する法律案が提案になりました。その当時、委員会にも付託されたわけでございまして、その当時の内容は、大体四点ございまして、一つは額面株式と無額面株式の発行に関するもの、それから株式の譲渡方式等に関するもの、それから新株引受権の譲渡に関するもの、それから転換社債の転換請求に関するもの、この四点でございまして、これは昭和三十九年の二月十七日に法制審議会で答申がございまして、それを受けまして法律案の形に

して国会に提案になったわけでございます。不幸にいたしましてこの商法の一部を改正する法律案は成立するに至りませんでした。しかし、それ以前から特に必要と認められます事項につきまして法制審議会の審議は続いております。それで、新しく昭和四十一年の二月二十五日に別の問題につきまして法制審議会の答申がございまして、それが、株式の譲渡制限に関する点、さらに議決権の不統一行使に関する点、さらに新株発行の手続に関する点、この三点でございまして、これを前の四項目に加えて今度の法律案のおもな内容としていたしまして提案いたしました次第でございます。

○稲葉誠一君 前のときには、四つでなくて、株券の発行停止というのがあつて、五つじゃなかったのですか。それはほかへ入るわけですか。

○政府委員(新谷正夫君) これは、株式の譲渡方式に関する問題といたしましてその中に含めてございまして、私、先ほど申し上げました株式の譲渡方式と申しました中には、それも含めた趣旨で申し上げたわけでございまして、今回の法律案にもむしろその点はそのまま入っておりますわけでございまして。

○稲葉誠一君 そうすると、あれですか、かりに最初のときの法案が通つたとすれば、またあとから商法の一部改正を出したんですか。そういうことになるわけですか。

○政府委員(新谷正夫君) たいへんごま切れになつてまことに申しわけないと思うわけでございまして、万一回にそれが通つておりましたといたしますならば、おそらく四十年の二月に答申のございました三項目についてまた法律案の形で提案になったかと思うわけでございまして。たまたま、時期がそういうふうに着いたしまして法制審議会の答申が出ましたために、このようなことになつたわけであります。

○稲葉誠一君 もうしばらく商法の一部改正というものはないわけですか。またあるのなら一緒にしたほうがいいという考えもあるわけですか。

ども。

○政府委員(新谷正夫君) 最初に申し上げましたように、こういう大法律でございまして、できまうことならばこれはもう少し体系的な法律の検討もいたしまして改正をするというのが適當であるかと思つたわけでございまして、まあ今後の私どものとるべき方向といたしましてはそういうふうなやていきたいというふうにももちろん考えておるわけでございまして、さしたつてこれ以外に個別的に何か改正する点があるかということになりますと、現在のところさしたつてはかにはないというところは申し上げられると思うわけであります。

○稲葉誠一君 實際に、法制審議会の根回しというものは、民事局でやっておるわけでしょう。それは参事官室でやっておるのかどうか分かりませんがね。そうすると、初め四項目で、すぐその次にまた三項目加えて出てくるというのは、どうも少し、何といひますか、あまり芳しい行き方ではないように考えられるのですが、これはまあ過去のことですからいいですけれども、そのときも、最初に法案を出して、通りそうもなかったら、この部分だけ通してくれという話が出てきたんじやないですか。全部通さないでもいいからこの部分だけ通してくれというのでまたしぼつてきたんじやないですか。

○政府委員(新谷正夫君) 私、実は、前回の商法の改正案が提案された当時、また、これが成立しないで終わりました当時、現在の仕事を離れておりましたので、その間の事情をつまびらかにすることはできませんが、あるいは何かその審議の過程におきましてそういうこともあつたかとも思ひますけれども、ちょっとその点はたゞいまはつきり申し上げる材料がございません。

○稲葉誠一君 政府側では、商法の一部改正案を出してきて、その修正案を出してきたんじやないですか。正式に提案したのかどうか、ちょっと私いまはつきり覚えておりませんが、何か項目をしぼつてきて、これだけでいいから通してくれ、あ

とはいひんだ、そういう話がたしかあつたんですよ。これは中山さんが委員長のとときで、中山さんが一番よく御存じじゃないかと思つておるんですが、それはちょっと私も忘れちゃつたんですが、そういう關係から見ると、ある意味では安易であるし、何か定見がないという感じを受けるのです。それは過去のことで、それはそれとしてこれ以上ないませんが、何か修正案のようなものを出してきまして、これはあとで委員会の正式の資料としてでなくてちよつと中で調べてくれませんか、あなたの方のほうで。

そこで、本論に入りますが、株式の譲渡方式の問題が出てきているわけですが、一体、日本のお社で株券を発行しているのはどの程度あるんですか。変な質問ですけども、みんな発行しているわけでしょうか、あるいは、発行していないところもあるんでしょうか。

○政府委員(新谷正夫君) 御質問の趣旨は、株式会社で株券を発行している会社の数という御趣旨でございましょうか、あるいは、発行された株式の数がどのくらいあるかという御趣旨でございましょうか、それによつて違つてまいります。

○稲葉誠一君 私の言うのは——じゃ、問ひを変えますか。株式会社の場合には、定款に、あれですか、特別な規定をすれば、株券を発行しなくてもいいんですか。現在どうなつておるんですか。

○政府委員(新谷正夫君) 現在は、株券の不発行というものはございません。

○稲葉誠一君 株券を発行しない株式会社、これは、設立がどうなつておるんですか、無効ではないわけですか。どうなんですか、その点は。

○政府委員(新谷正夫君) 株式の引受人が株金を払い込みますと、それによつて株主になるわけでございまして、株主になりましたあとで株券というものを発行するわけでございまして、したがうして、その手続ができていない会社も現実にはあるかと思つたわけでございまして、株券を発行してないからといって株式会社が成立しないというわけにはまいらないわけでございまして。

○稲葉誠一君　そうすると、株主権と株式と株券と、この三つはどのような関係になるわけですか。

○政府委員(新谷正夫君)　株主たる地位をこれを株主権と申しますか、そういうふうに申しますならば、株主権を化体いたしておりますものが株券ということになるわけでございます。

株式は、その株主たる地位と申しますか、会社における投資家としての株主の地位を言うわけでございますが、株券はその地位をあらわす証券でございます。

○稲葉誠一君　株主権にはいろいろな権利があるわけですね。それはいろんな権利があるわけですが、株式というのとはどういう意味なんですか、株式という意味は。

○政府委員(新谷正夫君)　株主の地位を分割いたしましてそれを量的にあらわしてこういうために株式という形をとっておるわけでございます。すべて株主の持っておりますその株式というものは、これは種類によっていろいろ差異もございませうけれども、大体その会社における株主としての地位をあらわすものが株式ということになるわけでありまして、それを化体いたしました株券にもまたその内容に依りていろいろ差別も出てまいりわけでありまして、御承知のように、株式会社の運営が、株主総会という株主の総会によって重要な事項が決定されてまいるわけでありまして、その際の株主の発言権と申しますか議決権、これをあらわす意味において株式という形をとって均一な形態で量をあらわす、こういうことになるわけでございます。

○稲葉誠一君　商法の二百五一条一項ですか、これを今度変更しようというわけでしょう。「記名株式ノ譲渡ハ株券ニ依リ又ハ株券及之ニ株主トシテ表示セラレタル者ノ署名アル譲渡ヲ証スル書面ノ交付ニ依リテ之ヲ為ス」この場合の「記名株式ノ譲渡」というのは、「記名株式ノ譲渡」というのと違うんですか。観念的には違うんですか。実際のには同じだと、こういうんですか。

○政府委員(新谷正夫君)　観念的に、株券と株式と

いうのは、これは違うわけでありまして。株式というのは株主のその会社における地位をあらわしておるということでございます。その株式を今度は物によって化体いたしましたその株主たる地位を譲渡できるようにするために株券というものを発行する、こういうことになるわけでありまして、したがって、株券によってあらわしておるものは株式でございますが、株券と株式は観念的には違うものでございまして、株券を裏書きして交付することによって、実質でありますところの株式が譲渡される、こういうことになるわけでありまして。

○稲葉誠一君　そうすると、株券によってあらわされるものは株式だけですか。

○政府委員(新谷正夫君)　そのとおりでございます。

○稲葉誠一君　そうすると、株主権というものと株式というものとイコールではないわけですか。

○政府委員(新谷正夫君)　株主権といふものは、株主が持っている権利でございます。これが株式会社における株主の地位をあらわしているもの、株主は、権利のみではなくて、責任もあつて、義務もあるわけでありまして、したがって、株主権といふもの、これが一がいに権利のみをあらわしたものだということは問題でございます。そういうものを総称する意味で株式といふふうに考えてよろしいのかと思つておるわけでございます。

○稲葉誠一君　そうすると、いまの条文は、「記名株式ノ譲渡ハ」というのを「記名株式ノ譲渡ハ株券ノ裏書ニ依リ」云々、こうやっても、同じですか、違つてきませんか。具体的に同じですか。

○政府委員(新谷正夫君)　「記名株式ノ譲渡」と申します、紙切れであります、株券の譲渡は。

○稲葉誠一君　権利を化体してあるわけですか。

○政府委員(新谷正夫君)　権利を化体してあるのは、株式が譲渡の対象になるわけでございます。その株式を譲渡する手段といたしまして株券の裏書きあるいは譲渡証券の添付による交付ということ

とを要件といたしてゐるわけでございます。株券の譲渡ということと株式の譲渡ということとは、法律的には同一に帰着するわけでございますけれども、観念的にはこれは別個のものでございまして。

○稲葉誠一君　観念的な議論ですけれども基本的なもので、それはそれとして、現実に日本の株式会社では、株式というものを発行してないところが相当あるんじゃないですか、小さな会社などでは。

○政府委員(新谷正夫君)　小さな同族的な会社で現実に株券を発行してないところはあるようでございます。

○稲葉誠一君　そういう場合の譲渡はどうやってやるんですか。

○政府委員(新谷正夫君)　これは、株券の交付を受けまして、株券の発行を受けまして、それによって譲渡することになります。

○稲葉誠一君　そうすると、株券の交付を受けてそれによって譲渡してない場合は、新しい株主と称しても、それはだめなわけですか。

○政府委員(新谷正夫君)　これは株式を取得したことになりません。会社に対して自分が株主になったという主張はできないわけでございます。

○稲葉誠一君　いま、大会社は別として、中小の会社の場合には、株式会社法というものを現実に守っていない会社が多いいんではないですか、現実問題として。いまの株券の発行にしまして、発行も何もしていないところも相当ありますね。会社の設立自身が、株主総会を開いたのか開かないのか、形の上では開いたようになっていられないけれども、現実には開いていない。それから資本充実の場合には、いまはどういうふうなやればいいわけですか、それも何か裏をくぐってやる形で、そういう現実に会社が発立されているところが非常に多いんじゃないですか。

○政府委員(新谷正夫君)　ただいまの御質問は、現在の株式会社法の非常な弱点をお突きになったと申しますか、現実と会社法とがうまくマッチして

ていないと申しますか、そういう面をお突きになったわけでございます。確かに、小さな会社で、特に株式会社にすればはかのか会社形態をとったほうが適当だと思われようものも、現実に株式会社にしておる場合が多いわけでございます。

株式会社にいたしますと、いろいろの制約がございまして、かえって小さな会社では法律どおりの運用がむずかしくなるということがあるわけでございます。そこに株式会社の一つの大きな問題があるわけでありまして。そうかと申しまして、これを資本金で限定して、ある一定の規模以上のものにのみ株式会社としての形態を許すということにいたしますのも十分検討を要する問題でございますし、また、現実に株式会社として運用されておる会社でありながら商法の株式会社に組織を変更するというようなことを法律的に行ないましては、これは相当問題がござい

ます。今後の株式会社法を検討いたします際の問題点としては、確かに一つの重要なポイントになると思ひます。現実には、確かに、おっしゃいますように、会社法の法規どおり運用されない小さな会社があることもこれはいふまでもない事実でございます。どうしたらこれを適正な会社としての運営に持っていくことができるかという問題は、今後の問題として私も検討しなければならぬと思つておるわけでございます。

○稲葉誠一君　資本充実の原則が法制面ではどういふような形のとときに会社が設立されるわけですか。これは旧法とだいぶ大きく変わったわけですね。

○政府委員(新谷正夫君)　ごく平たく申し上げますと、会社が発行いたします株式の額とか種類、そういうものを大ワクをきめておきまして、それを全部を一時に発行しなくてもよろしいわけでございます。必要に応じて取締役会がその株式の発行をいたすわけでありまして、それによって資本を逐次充実していくという仕組みになっておるわけでありまして。改正前の株式会社法でございます

すと、一々株主総会の決議を経まして増資の手続をとっていったわけでございますが、現在ではそのような手続をいたしませんで、取締役会の権限で資本の調達がはかり得る、こういうふうになっておるわけであります。

○稲葉誠一君 それは資本充実の法制度ですけれども、銀行に対してのあれはと言ふんですか、払い込み証明ですか、そういう形のものを持っていて、そして法務局でどういうふうな形で実際に設立するわけですか。発起設立と募集設立とやはり区別はあるのですか。

○政府委員(新谷正夫君) そういう区別はございしますが、設立の登記をいたします段階で予定の株金の払い込みがあったかなかったかということが資本充実の原則上非常に重要な問題でございす。そして、設立登記いたします場合に、それだけの株金の払い込みがあったというこの証明をつけさせまして登記の受理をいたしておるわけでありす。

○稲葉誠一君 それは、払い込み証明というのは、現実には銀行なら銀行へ払い込んで、それをあとから引き出しちゃってもいいんですか、会社ができてしまったら、それはどうなっているんですか。

○政府委員(新谷正夫君) これはその会社の資本になっていくわけでございますから、銀行に払い込んだものはそのまま凍結されるわけじゃございせん。あとで引き出すことは可能でございす。

○稲葉誠一君 ところが、銀行へは払い込んだという証明はあるわけですね、資本充実の形で、設立の要件として。そして、四、五日たったら全部払い出しちゃった。実際には内容的に資本がさっぱり充実されていない株式会社で形の上でできてくるわけですね。そういう形が相当あるんじゃないですか。どうなっているんですか、実際問題として。

○政府委員(新谷正夫君) これは、私どものほうでは登記の面で接触するわけでございますので、

銀行に対する払い込み証明書がございすれば、それだけの資金は確保されておるというふうに認めまして登記をいたす、これによって会社が設立されていくわけでございます。そのあとでその資金がどのようになるかというところは、今度は会社の運営の問題になってまいりまして、そこまでは法務省としては関与いたしておりません。しかし、設立に際しまして、現実にはそういう株金の払い込みがないのに証明書を偽造してやるとか、あるいは発起人が不正にその資金の払い込みがあったように見せかけて登記をするとかというふうなことをいたしますと、発起人の責任とか、あるいは設立後におきましては取締役の責任を追及する方法もあるわけでございます。何と申しまして、設立に際しまして資本を確実に確保したということが株式会社設立上必要なわけでございます。

○稲葉誠一君 実際には人から金を借りてきて銀行へ払い込みをして、証明書をもらって、株式会社を設立してしまふわけですね。そして、しばらくたつというところ、すぐでも、返してくれといつて全部その金を引き出してしまつて、結局一銭もなくて株式会社ができ上つてしまつておる。形は資本金があるわけですね。実質的にはないわけですね。そういう形のものが相当行なわれているんじゃないですか、いわゆる見せ金で。そこら辺のところは、ある年限なら年限というものを——まあそこまではできるかどうかは別として、払い込みしたものがある一定の割合のものは必ず法定準備金のような形で——法定準備金もおかしいですけども、そういう形で残しておかなければいかぬとか何とかという形の法律的な一つの規制というものではないんですか。これは憲法違反ですかね。

○政府委員(新谷正夫君) 現在も準備金制度はございまして、資本が欠如してまいりますと、準備金を資本金に繰り入れていくというふうな措置は商法上講ぜられているわけでございます。ただ、設立当初におきましていろいろ不正があったりご

まかしがあったりいたしますと、それはそれに応じてまた責任追及の方法あるいは損害賠償の方法ということが制度上設けられておるわけでありまして、それによって会社の資本が確実に確保されて適正に会社が設立されていくということを担保しようとしておるわけでありす。しかし、現実には、いまおっしゃいましたように、不正な方法によって実際には資本金が確保されていないのに見せ金でやったというふうな場合も、これは絶無とは申し上げられませんが、確かにそういうふうなものもあり得るわけでございます。

○稲葉誠一君 不正な方法にはならないんですけれども、現実にはそれだけの金は預けてあるんですから、あとから引き出すんですから、不正とは言えないでしょう。株式会社は設立されてしまふんだし……。

○政府委員(新谷正夫君) お説のような場合には、払い込みがないと見るか、あるいは、一応払い込みはあるんだけれども、会社の理事者がそれによって引き出して使ってしまった、いわば横領のような形になるか、どちらの問題じゃないかと思われけるわけでありす。少なくとも会社設立に際しまして株式の引受人になりますれば払い込みの義務があるわけでございます。それを払い込んだのはじめて会社の設立に進んでいくわけでありす。その払い込みがないのにやつたという場合には、これは不正な手段で会社の設立の形を整えたということになるかも知れせん。しかし、いまのような場合に、払い込みがなかったと見るのか、あるいは、払い込みがあったけれども、会社の理事者がそれによって引き出してはかに使ってしまったということになるのか、これはそれぞれの事案に応じてきめられるべき問題であらうと思ひます。

○稲葉誠一君 いまの場合ですね、株式会社の設立で資本金を銀行に預けるわけですね。預けた者が、ある月数とかある年限とかは必ず四分の一から四分の一は準備金なら準備金として残しておかなきゃいけない、こういう形のあれはないわけ

ですか、法律としては。そうすると、預けますね。会社が設立されますね。それだけ全額を貸付金で貸してしまえばいいわけですね、ほかへ。決して違法じゃないわけですね。そうすると、一銭もないわけですね、資本金。それで始まつちゃうわけですね。内容的には幽霊会社みたいになつちゃう。株式会社というのは、そういう実体のないようなものが出てきているという危険性がある、だれでも簡単につくれるんじゃないですか。そういうのはどうなんですかね。あぶなくつてしようがないんじゃないですか、ある意味において。

○政府委員(新谷正夫君) これは、発起人なり設立後の取締役の責任の問題であらうと思ふわけでありす。そういうことをすることによって会社の財産を危うくする、あるいは会社の債権者に対して損害を及ぼすということになれば、それぞれ商法の規定でそういうものに対する手当てができていくわけでありす。これは実際の運用の問題になるわけでありまして、はたしてそういう見せ金でやつたかどうかというところは一がいには言えないわけでありまして、一応払い込みの証明書をございすれば、それだけの金の払い込みはあったというふうに見ざるを得ないわけでありす。

○稲葉誠一君 私どもの聞いているのは、払い込みの証明書というのは、いわゆる見せ金か何かでやられて、株式会社が設立される。資本充実の原則というものはあるんだけれども、実際は骨抜きにされているのが中小の会社などで相当あるんだというところを盛んに聞くわけですね。私だけかもしれないけれども、そういう点で何らかの規制というものは必要なんじゃないか。あるいは、逆に言えば、中小の株式会社というものは、なにも株式会社の形態をとらないで、別な形のものとして考えていってもまたいいんじゃないかというふうな点もあるんじゃないか。あるいはそれは日本だけの特殊な現象かも知れませんがね。こういう点なんかは、ちょっとわかりませんが、疑問に思っているんでお聞きをしているんですが、

これはこの法律案に非常に大きく関係をしてくると思うのですが、長谷部さんが盛んにいわれる会社法の中で中小の会社などについての問題点を投げかけているわけですね。これはあの方個人の意見かも知れませんが、法務省あたりでそれに対して賛意を表するわけにはいかぬかと思ひますけれども、長谷部判事が言っているのは、具体的にどういふ点とどういふ点が現在の株式会社法と実際とが違つていて、そこにどういふ問題点がある、こういうようなことを言っているわけなんですか。大ざっぱに言つてどういふ点を問題としてゐるわけですか。

○政府委員(新谷正夫君) まあもともと株式会社といふものは、ある程度の規模を持った会社であることを予想しておると思うわけでございます。ごく少数の、全く個人的な色彩の強い会社の場合には、はたして株式会社でやつてよろしいかどうかといふことが問題なのであります。特に、株式会社の運営は、株主総会を頂点にいたしまして、取締役会の業務執行に関する決議をもとにして会社理事者が運営をしてまゐるわけでありまして、けれども、そういった形態をとること自体が不向きな場合も現実にはあるわけでありまして、また、株式会社の場合には、会社の債権者を保護する必要がありまして同時に、株主の利益も守つていく必要があるわけでありまして、そのために商法がごまかい規定を随所に置いておるわけでありまして、こういった詳細な法律の規定を小さな会社にまでそのまま適用することがはたして当を得た措置であるかどうか。ことに、会社の財産の確保、資本充實の確保、そういった問題とも関連いたしまして、個人的な小さな会社にはたして株式会社のめんどろな手続がそのまま要するものかどうかといふ点が何と云つても中心の問題じゃないかと思ひます。先ほど私申し上げましたように、現在の株式会社の実態をながめまして、場合、先ほどお話のありましたように、株券さえも発行しない株式会社があるのじゃないかといふことも確かにあり得るわけでありまして、そ

ういったものについて将来それを有限会社なりその他の会社に切りかえていくことも考え方としては考えられるわけでありまして、現実には存在する株式会社の規定によつて直ちにそれを切りかえることがこれはまた技術的に非常にむずかしい問題でございます。組織の問題、あるいは資本の問題、いろいろな問題がからまつてまいります。非常にむずかしい問題でございますけれども、将来の問題といたしましては、そういった小さな規模の会社にすべて一律にこういった大会社に向くような株式会社の法規を適用していくことは十分検討に値する問題であらうといふふうに考えるわけでありまして。

○稲葉誠一君 そうすると、今度の中で改正点のいろいろありますね。その一つ一つは、どういふような理由なり、それからもう一つは、どういふところからの要請、要請というのが直接あつたかどうかは別として、どういふ方面からの要望をもとにしてできたのかですね。それからこれができ上がることによつて、一体、たとえば株主だとか、債権者とか、会社側とか、これらに対してどういふプラスといふか、それがあつたといふふうに考えられるのか、この点はどうかですか。七つありますけれども、最初の二つだけでもいいです。記名株式の譲渡だけでもいいです。あるいは一緒にずっとやつてくださつてもけっこうです。

○政府委員(新谷正夫君) その七つの項目につきましては、これはいずれも経済界からの要望に基づくものでございます。もう少し具体的に申し上げますならば、経済団体連合会ももちろんのこと、中小企業を含めまして商工会議所からの要望、さらに証券業界、そういった方面からの強い要望がございまして、現在の経済界における緊急の問題として提起されたわけでございます。

そのねらいは、いずれも違ひますが、ごく簡単に申し上げますと、第一点の株式の譲渡の制限でございまして、これは、現在の株式会社が、先ほどお話のように、必ずしもすべて大会社に限りません。同族的な小さな会社もございまして、そ

いった会社の株式の譲渡を自由にするのがはたして適切かどうか。会社の経営の安定をはかるというふうな意味からいたしまして、ある程度の譲渡を制限するということを考えたわけでございます。譲渡制限と申しまして、完全に譲渡を許さぬという意味ではございません。これは相手方をある程度制限するという趣旨でございます。そうなりますと、株主の利益がある程度無視されるんじゃないかといふ心配もございまして、この場合にも、株主がもしも株式を譲渡しようとするれば、確実にその譲渡ができる道を開きまして、投下資本の回収をはかるようにいたしましたわけでありまして、それから額面株式と無額面株式の変更でございますが、これも、実際発行されております数は、無額面株式につきましても会社の数としては少ないのでございまして、これも株主にとりましても、額面株式と無額面株式を変更しようとする際に、このままではできないわけでございます。株式会社の側にいたしまして、株式事務上いろいろ複雑な問題になりますので、できますならばこれを一方に統一して変更し得るようにしよう。これも株主の希望を入れてやるわけでございます。

それから株式の譲渡方式でございますが、現在、株式の譲渡は、株券に裏書きをし、あるいは譲渡証書をつけて相手方に交付するわけでありまして、この際の裏書きに使われる判は、会社に届け出ました判でなくともよろしいわけでございます。現在、ありあわせの判を使つて裏書きいたしましたとしても、その後転々と裏書き譲渡されて善意の取得者が取得いたしますと、すべてその取得者の株式の取得が有効になつていふふうなことになるのであります。実際に使われまじ判がそういふふうなことになるのであります。判の占める重要性と申しますか、そういった点が非常に薄らいできてしまつてゐる。ことに、白地裏書きをいたしますと、あととも株券の交付だけで転々と株式は譲渡されていくわけでありまして、そういうことにな

りますと、むしろ、裏書きというものはなくとも、株券を大事に持つておるということが大切なことだ。もちろん譲渡契約も必要でございますけれども、譲渡契約に伴つて株券を交付することによつて株式の譲渡を認めることが合理的ではあるまいかといふことになつたわけでございます。なお、この場合にも、株主の保護をはかりましたために、株主の希望によりましては、株券を発行しないでよくとか、あるいは株券を銀行に寄託するという方法をとりますと、株主の保護をはかうとしたわけでございます。

それから議決権の不統一行使でございますが、これは、たとえば信託的に株主になつておる場合、これを法律的に株主と申しますと、委託者はその信託に基づきまして株主としての利益の配分を受ける仕組みになつております。そういったしますと、実質的には委託者が株主としての地位に立つわけでございますけれども、議決権を行使いたします段階におきましては、株主名簿に記載されました株主、いわば形式的な株主が議決権を行使するわけでございます。そういったしますと、実質的に株主としての利益を受ける者の意向が十分反映し切れないといふところから、その意向を反映させますために、委託者の指図に従つて名義上の株主が議決権を行使する場合によりまして、委託者が数名おられますと、必ずしも議案に賛成する者がばかりでなく、反対する者もございまして、そういった株主の意向を十分反映させるためにこの不統一行使という制度を認めたわけでございます。それから新株発行の手続でございますが、これは従来の商法の規定に若干解釈上疑義がございまして、訴訟問題も起きてゐるような実情でございます。そこで、この規定の趣旨を明確にいたしまして、新株発行の手続が円滑にまいりますようにいふことをねらつたわけでございます。

さらに、新株引受権の譲渡は、新株の引受権を与えられた株主が払い込みをいたします際に、資金調達にいろいろ不便を生ずる場合がございます。そういう場合に、現在では、旧株を売り

ましてそれを新株の引き受けの資金に充てておるわけでございますが、そこまでやらなくても、むしろ新株引受権そのものを譲渡し得るようにしたほうが簡明な措置と言えらるわけでありまして、新株引受権を譲渡し得るようにして株主の便宜をはかつていくというわけでございます。

それから転換社債の転換請求でございますが、これも社債権者の請求によって社債を株式に転換するというところでございますが、現在、株主名簿の閉鎖期間内には転換請求ができないわけでございます。それは社債権者の立場が十分守られないわけでありまして、時宜に応じて株式に転換して株式としてそれを利用する必要がある場合も起きてまいりますので、そういう意味で、転換社債の転換請求についての従前の制限を撤廃しよう、こういうことでございます。

これを通じて申し上げられますことは、株主の利益の擁護をはかると同時に、会社の事務の便宜もはかってくる。また、会社の債権者の利益もはかってくる。それぞれにおいて理由は違いますが、けれども、いま申し上げましたような趣旨におきまして今回の改正案を提出したわけでございます。

○稲葉誠一君 いまの七つの改正の点ですね、これは英米法ではどういうふうになっておるのですか、ことにアメリカの法律では、イギリスは、あれですか、やはり不文法主義なんですか、こういう株式会社法なんかも法典はないわけですか。

○政府委員(新谷正夫君) イギリスにもアメリカにも——これはアメリカは州によって違いますが、ございしますが、それぞれ法律がございします。また、譲渡制限の規定も、大陸にもまたイギリスの法律にも譲渡制限の規定はあるわけでございます。また、譲渡方式の点につきましては、記名株式ではなく無記名株式の制度をとっているところもあります。また、両建てのところもございしますが、ドイツあたりではむしろ無記名株式が多くなっており、大部分は無記名株式であるというふうな言われているわけでありまして、そういったしますと、裏書き方式というものも要らないわけであ

ります。

また、議決権の不統一行使につきましては、これは英國の例であったと思いますが、明文で不統一行使ができるようになっておったと思います。新株発行の手続、新株引受権の譲渡、あるいは転換社債の転換請求、これはそれぞれ国の法制によって差異はあるわけでありまして、一がいこ

れが英米法的な考えかどうかというところは申し上げられませんが、現在のわが国の経済界の実情に即して考えました場合に、現行法ではいろいろ不備がございしますので、会社の立場、株主の立場、債権者の立場も考えて、こうすべきだということにいたしましたわけでございます。

○稲葉誠一君 記名株式の譲渡方式の問題これから私の質問は入っていきたく思っているのですが、これで譲渡方式を変えたというのですが、そうすると、株主としての権利を行使するときには、いままでのやり方とは変わるのですか。株券を持っていられることだけで株主としての権利を行使できるわけですか。

○政府委員(新谷正夫君) 会社に対して株主であるということを主張して、議決権を行使したるあるいは利益の配当を受けるというのをいたしますには、現行法と同じく株主名簿の書きかえが必要でございます。会社に対して株主であるということを主張するためには、名簿の書きかえをいたしませんとできないわけでございます。これは、現在におきまして、裏書き譲渡をいたしたとしても、株主名簿の書きかえをしない限りは会社に対して株主としての主張はできないと同じでございます。ただ、譲渡の方式だけがかわるということに御理解をいただければけっこうだと思

います。○稲葉誠一君 それは、譲渡方式だけ変えて、権利の行使の面は変わっていないわけですか。それはどういふわけなんですか。やはり譲渡方式も変えたんだから、それに伴って権利の行使も、株券を持っていれば、株主総会のときに持っていけば、その人が株主としての議決権なり何なりを行

使できる、こういうふうにするわけにはいかないのですか。そうすると非常に不都合が起るわけですか。

○政府委員(新谷正夫君) そういう方法も考えられるわけでございます。で、ございしますけれども、そのつど株券を提示しなければ権利の行使ができないということになります。株主総会の議決権を行使いたします場合ももちろんのこと、株主として利益配当を受けます場合にも、一々その株券を提示しなければならぬということになります。株主にしましても非常にめんどうなことになる。また、会社側も一々それを確認しなければい

けない。こういう不便を避けるために株主名簿という制度ができておるわけでありまして、名簿に記載されたところに従って会社としては処理すればよろしいというのが現行法のたてまえでございます。また、株主も、名簿に株主として記載されますならば、それによって自分の権利を行使できるわけでありまして、株券を別途保管しておるということになるわけでありまして、株券の所持がすべての権利の行使の表現ではないわけでありま

す。○稲葉誠一君 そうすると、株主名簿の名義書きかえをするかしないかというところは、譲渡を受けた人の自由——自由と言うと語弊がありますけれども、別にしなくてもいいわけですか。

○政府委員(新谷正夫君) 必ずしも株主名簿の書きかえをしなくてもよろしいわけでありまして。たとえば、甲から乙、乙から丙というように株式が譲渡されまして、乙は自分が株主として権利を行使する意思がなくて丙に譲渡してしまつたという場合には、丙が名義書きかえの請求をして、丙の名義を株主名簿に記載してもらえばよろしいわけ

であります。○稲葉誠一君 無記名株式の場合には、株主名簿というものはないわけですか。無記名株式がどんなふえてくれば、株主名簿というものが要らなくなつて、その場合に権利の行使は具体的にどうやるのですか。

○政府委員(新谷正夫君) 無記名株式の場合には、株主名簿の記載はいたしません。したがって、無記名株式を持っておる人は、その株券を会社に提示して権利を行使するわけでありまして、したがって、譲渡は非常に簡単でありますけれども、権利を行使する手続としましては記名株式の場合よりはめんどうになるわけであり

ます。○稲葉誠一君 無記名株式は、聞き漏らしたんですけれども、ヨーロッパなり何なりではふえてい

るのですか、あるいは、国によって特殊事情があるから一がい言えないということですか、そこは

どういふふうになっておりますか。○政府委員(新谷正夫君) フランスの例でございますが、これは所持人式の証券ということになっております。これは一種の無記名株式でございます。ドイツにおきましては、無記名株式と記名株式と

ございしますが、無記名式の株券が多くなつており、大部分は無記名式の株券だというふうにいわれておるわけでありまして。

○稲葉誠一君 そうすると、無記名の場合には、権利の行使は、フランスなりドイツではどういふ形で行なつて、どういふような不便が現実にあるのですか。日本もだんだん無記名株券の方向に進みつつあるんですか。そこまで言えないですか。

○政府委員(新谷正夫君) こまかいことは実は私も承知いたしておりませんが、無記名株券の場合には、権利を行使いたします際に、自分が株主であるというのを証明しなければならぬか

ん。やはり株券の提示が必要となるんじゃないかと思ひます。わが国の場合におきまして無記名株券が多くなつておるかということにつきましては、必ずしもそのような状況にはないだらうと思ひ

うわけでありまして。○稲葉誠一君 民訴の七百七十八条は除権判決の規定ですか、この中に言うところの「無記名証券」というのは、これは具体的にどういふ意味で

八条にございます「無記名証券」という中には、無記名証券、それから無記名社債、国債も有価証券でございますが、これもこういう中に入ると思いますが、それから無記名式の手形、小切手、そういったものもその中に入ります。

○稲葉誠一君 記名証券も、いまの除権判決の関係では「無記名証券」という概念に入りますか。そういう考え方をする人もいますね。無記名証券というのは占有の移転によって権利が移転する証券だ、こういう意味でしょう、除権判決の規定から言うと、だから、記名の証券も、今回のような形で占有によって権利が移転するという形になってくると、ここに言う「無記名証券」に入るといふことになってくるんじゃないですか、除権判決の関係では。

○政府委員(新谷正夫君) 七百七十八条の関係では、商法の改正によりまして裏書き制度がなくなりました後の証券につきましては、ここで言う「無記名証券」の中に入るといふふうに考えてよろしいと思えます。

○稲葉誠一君 記名証券が「無記名証券」に入るといふのはどういふわけですか。ことばからいっておかしいのですが、概念が違ふからそれでもいいのかもしれないが。

○政府委員(新谷正夫君) 七百七十八条にございますように、「無記名証券又は裏書きを以て移転し得べき且略式裏書きを付したる証券を付テハ最終ノ所持人公示催告手続ヲ申立ツル権アリ」と、こうございます。したがって、この規定の運用上の問題といたしましては、これは新しい制度のものであります。裏書きによるものではないと、裏書きによるものとしてやはり扱うべきものであろうというふうに考えます。

○稲葉誠一君 きょうは、もう一つでやめて、この次にいたしますから。

記名証券というのは、あれですか、記名と言いますが、名前を書けという規定は商法にはないわけですか。

○政府委員(新谷正夫君) 商法にはそういう明文

はございません。

○稲葉誠一君 だから、記名証券と言ふのだけれども、名前を書かなくてもいいんですか。

○政府委員(新谷正夫君) これは記名株式、無記名株式というふうに分けてございますので、無記名株式はもちろん株主の名前を書く必要はないのですが、記名株式については株主の名前を証券のどこかに表示すべきだという前提に立って規定ができていますものと理解いたしております。

○稲葉誠一君 そうすると、株主の名前が書いてなくても法的に有効なわけですか。これは無記名証券として通用するわけですか。

○政府委員(新谷正夫君) かりに株主の名前が脱落しているという場合でございますけれども、これが無記名証券になるとは考えられません。やはりこれは同じ記名証券でございます。記名の方法はとる必要がございますが、たまたま脱落したことによってそれが直ちに無記名証券にはならない。発行されますときにすでに株主の名前が書いてございます。今回裏書きを廃止いたしますと、会社にそれを持って参りまして名義の書きかえをいたしますそのときに、会社の方で新しい株主の名前を証券の中に表示をするということになるものと考えます。

○稲葉誠一君 発行するときに記名証券であって記名してない場合は株券として有効か。——口頭試問みたいですが。

○政府委員(新谷正夫君) 最初から名前が抜けている場合でございますね。——はたしてそれを記名株式だと断定はできないように思います。

○稲葉誠一君 定款でございまして、記名株式を發行するならば發行すると、そういうふうな定款でございまして名前が書いてなかったらどうなんでしょうか。

○政府委員(新谷正夫君) もちろん定款でそれはきまっておりますので、記名証券は記名証券として發行しなければならぬわけでございますが、大事な点が抜けておりますので、記名証券としての効果はないというふうに言わざるを得ないと思

ます。

○稲葉誠一君 まあたいした問題じゃありませんが、この次にいまの記名株式の譲渡問題の中に入って質問いたします。

きょうは、あとで売春関係の質問がありますから、この程度にいたします。

○委員長(和泉覺者) 本案に対する質疑は、本日はこの程度にいたします。

○委員長(和泉覺者) 委員の異動について御報告いたします。

本日、柳岡秋夫君が委員を辞任され、その補欠として田中寿美子君が委員に選任されました。

○委員長(和泉覺者) 次に、檢察及び裁判の運営等に関する調査を議題とし、売春対策に関する件について調査を行ないます。田中君。

○田中寿美子君 私、坐って質問させていただきますから、どうぞ皆さんもお坐りになったままでお願いいたします。

私どもの共同提案の売春防止法の一部を改正する法律案については、もうすでに政府側は改正の必要がないという御意見の発表があったようでございます。とすれば、もう十年前にできたこの法律が相当の効果を出しているという観点に立っておいでになるのではないかとおもうのですけれども、実際は非常にそうでないように思います。きょう、特に法務省、警察庁の方々は、非常にたくさん実態をつかんでいらっしゃると思ひますので、その実態をお聞きしたいと思います。

し、それからまた、しかし人権は尊重しなければならぬというので、過去にあったようないわゆる臨検というふうなものは避ける、こういうふうな方針でこの前の法律はできたと思うのです。私も、この一片の法律で売春がなくなつてしまふなんて簡単な考え方は少しもしておりません。

また、それから後の社会の変化というのは非常に大きな変化があったと思ひますけれども、それでもこの資本主義社会では性というものはやっぱり商品にされる社会でございますから、すべてのものが商品になる社会で売春が簡単になくなくなるといふことは考えていないのです。しかし、少なくとも肉体を売らせて搾取して栄える業者、こういうものをなくしたいというのが何よりも大きな念願だと思ひますし、また、その犠牲になる女性を救うというのが大きな念願だと思ひます。

ところが、そういうことは、やはり社会の条件がよくならないと簡単には直らない。すべての人に職場が与えられる、つまり完全雇用と申しますか、みんなが職場を与えられて、そして男女の差もなくなり、それからいまの賃金や労働条件がもっとずっとよくなること、それから社会保障というものが十分に充実されるというような条件がないと、いままでもこれを業としてきた業者の側も、また、自分に職業の能力を持たなかったり、不しあわせな立場に置かれる女の人の側も、非常に売春に走りやすい。これは、そういう社会の条件というものが改善されていらない。したがって、この法律によって皆さんの効果があげられたというふうには私は見ていないわけなんです。

そこで法務省のお出しになっていらっしゃる資料によりまして見ますと、この法律が施行されてからの売春の件数というものはだんだん減つてきておりますわけですね。その中でも、たとえば五五違反といいますが、つまり勧誘行為をする女性が一番つかまえておられて、そして助長行為という業者のほうの行為の数はそれより

少ないわけなんですけれども、一体、ここにあらわれている数字は四十年五月十五日の法務省刑事局の数字のようでございますが、これはどの程度実態をあらわしているものかどうか、もう少し詳しくお漏らし願いたいと思うのですけれども、そしてこれは三十九年までの数字でございますが、それから後の件数その他もう少し説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(津田實君) 売春防止法制定以来十年になりますわけで、最初の昭和三十四年には二万五千人というような数字が検察庁で扱われたわけでございますが、これがだんだん減少してまいりまして、昭和四十年には一万五千という数字になってきました。ところが、それじゃ一何何がしに減つておるといふことが自分で喜ぶべきかといふことになりまして、これは必ずしもそうとは申せないと申すのであります。現在、私どもの考え方としては、少なくとも相当数の潜行化しているものもあり、あるいは巧妙化しているものもあるといふことは、当然予測しており、また推測しておるところでございます。

しかしながら、ただいまお話がありましたように、取り締まり法規といふものはつくりまして、そのすべてを把握するといふことは困難でございます。そこで、現在におきまして最も重点と考えられるところは、要するに、周旋あるいは管理、場所提供といふような、いわゆる売春婦自身の犯罪ではない犯罪といふことに重きを置くべきだといふことは当然でありますし、ここ数年の間、少なくともこの問題には十分な取り組み方をしておると私は考えております。これはまあ主として第一線の取り締まりは警察庁のほうからお話を願うほうがいいと思うのでありますけれども、私どものほうの管下の検察庁といたしまして、もちろんこの問題につきましては、これは暴力団あるいは暴力団の資金源につながる問題でもありまして、十分その点につきましては、暴力団撲滅の一環としても力を入れておる次第でありまして、すでに各地におきまして相

当高い刑を言い渡された事例も出てきております。

しかしながら、一面を申し上げますと、かような行為が見のがされておると申しますか、網をくぐつておるものがあるのではないかと申すこともしげしば言われていることであり、しばしば私どもも耳にいたしておるところでありまして、その点ばかりに遺憾であると思ひます。

これは前回当委員会におきましても申し上げたと思ひますけれども、私どもの現在考えている重点といふのは、いかにして的確な検挙なりこれを実際裁判に持つていって的確な有罪判決を得られるだけの証拠が獲得できるかといふ問題点が最も重要な点になってまいっているわけでありまして、その点につきましては、いろいろふう検討をしなければならぬ問題が多々あると思ひます。事柄の本質が非常に隠蔽的な場合もありまして、また、被害者と目する者が必ずしも厳格に被害といふ意識にはないといふような問題もございまして、そういうような点から、これを捜査し、公訴を提起して有罪判決を得るといふような場合の技術的な面の隘路といふものはかなりあるといふことを申し上げなければならぬと思ひますのであります。にもかかわりませず、私どももいたしましては、さような点を克服して、今後とも十分にこの法律の実効をあげるようにいたしたいといふことで現在努力をいたしている次第でございます。

そこで、ただいまお尋ねの昭和四十年につきましては、一万五千七十六人という検察庁の受理人員になっておりますが、そのうち、五条違反に当たるものは一万九十六人で、これは六七%を占めております。それから六条違反が一六・四%、それから十條違反が一・二%、場所提供の十一條が九・五%、それから売春させる十二條違反が五・四%、その他〇・五%、こういうふうな内訳になっておりますが、これはあくまでも人員の頭数で言っておりますわけでございまして、業者等につきましては、一人で具体的な犯罪事実といふものは相当たくさんあり、あるいは継続的な犯罪と

見られるものもございしますので、人員のパーセンテージからは必ずしも少ないといふことは言い切れないのかもしれませんが、しかしながら、数字的に見ますと、ただいま申し上げたような状態になっております。

○田中寿美子君 売春婦のほうも潜在している、それから業者のほうも巧妙化し潜在しているといふふうにおっしゃっておりますが、いまだのくらい両方とも推定なさいますか。

○説明員(今野政介君) 一応の数字は持つていてございしますが、いま実は衆議院のほうから急にこちらに呼ばれて参りましたので、手元に数字を持つておりませんので、別の機会にお答えさせていただきますと思ひます。

○田中寿美子君 売春助長行為に対して、今後、非常に悪質になっていくから嚴重にやるのだといふようなことがここに書いてありまして、内偵捜査を行なうといふようなことが書いてあります。内偵捜査といふようなことはどういふようなことをなさるのですか、警察庁の方に尋ねたいと思ひます。

○説明員(今野政介君) 私のほうの資料で御質問されておられるのかどうか、ちょっと存じませんけれども……

○田中寿美子君 法務省の刑事局の資料でございすけれども、でも実際には警察庁が当たっているといふことが書いてありますね。

○政府委員(津田實君) 一般的に申し上げて、これは、個々の事件のいろいろの捜査経過を申し上げて、それによつてそういう結論が出てくるわけでありまして、

要しまするに、管理売春その他につきましては、やはり隠蔽に行なわれているわけでございますので、その管理されたといふ実態、あるいはその管理された者に対する相手方となつた実態、こういうもののはつきりしませんと、これは管理売春なら管理売春としての犯罪の証拠としては十分ではございません。そこで、そういう意味においては、これは公々然とやつておることであれば別で

ございすけれども、隠蔽の間にやつておるとすれば、どういたしまして、ある情報等によりまして業者と目せられる者をマークして、これについていろいろな方面から内偵をいたさなければならぬ。場合によりましては、何十人というそこへ出入りした者につきましていろいろこれを聞いてみなければならぬといふような実態がある。そういうことではなければ、直ちにその者について逮捕状を請求するとか、あるいは捜査令状を請求するといふような資料が出てこない。そういうことを個々の業者について——これは主として警察のほうで行なうことであるはずだけれども、あらかじめそういうことをしなければならぬ。いきなり捜査の端緒がつかまえて、すぐに令状を得られて強制捜査ができるというふうな実態の場合にはきわめて珍しいといふこと。それから相手方となる客のほうにしましては、なかなかさういふことにつきましては、事柄の性質上協力しないといふ実態があります。そういうようなものを全部克服してはじめて一つの業者についての犯罪事実のある程度の外観がわかる。そこで具体的な捜査を開始するといふようなことをしばしば私どものほうに聞かされるわけでありまして、そういう意味のこととはどうしてもやつていかなければ、一人の業者をあげるにしても、なかなか手が要る。しかし、それはあくまでも実行していかなければならぬといふことを考えて、現在、検察庁といたしましては、各地の警察と連絡をとりまして、そういうことをやつておる。これはいま始まつたことではございません、今日までずっとやつておる。こういうようなことを言つておるわけでございます。

○田中寿美子君 そのつまり業者、売春助長行為をしたといふ証拠をつかむのには、相手方をつかまなければならぬといふもおっしゃいました。私もさう思うのですけれども、その場合の方法として、いまのお話は抽象的ですからはつきりよくわかりにくいんですけれども、たとえば、これは私先年、だいぶ前ですけれども、ニューヨークの婦

人裁判所で見てきたものなんですけれども、あそこは、何といひますかね、悪徳部隊といひますか、ヴァイス・スコッドといひのがありまして、顧客に化けて常習売春婦に近づいて、そして常習に売春をさせる場所を提供する宿屋に入つて契約をしたときに、そこで逮捕するといふような、そういう方法をとつてゐるというところでございました。その後、これはやはり人権の問題になつて、最近はやめになつたように聞いているんですけれども、内偵捜査といふのは人権の問題と非常にからんでくると思うのですが、その辺を——人権擁護局の方はおいでにならなかつたですね。いらつしやいますでしょうか。法務省のはうで方法としてはどの辺までそういうことをやつておいでになるんでしょうか、もう少し具体的に話していただきたいと思ひます。

○政府委員(津田實君) 法務省といひましては、先ほど申し上げましたように、主として第一線の取り締まりに当たるのは一線の警察官でございます。検査といたしましてはそれらの事件の送致を受けてやるといふたてまえになつております。しかしながら、捜査の一般的な方法等につきましては、常時警察と検査といたうものは連絡をいたし、意見交換をしておることは事実でございます。

そこで、ただいまの具体的な——と申しまして、具体的事件じゃありませんが、具体的な事例につきましては、私どものほうとしては、それじやいかなる形でいかなるふうによればよろしいかといふようなことは一々指示なり指導はいたしておりません。しかしながら、今日まで一番売春防止法の事項で問題になりますのは、この対象となる五條違反の婦人そのものもそうでありますけれども、相手方となつた者について取り調べをするに於いても、やはり取り調べの行き過ぎといふものがないようにすべきだといふことは当然論議にあがつておりましたし、これは立法當時も相当論議にあがつておりました。その辺は十分に考えながらやるといふところにやはりむづかしさがあ

てまいると思つております。先ほどお話しのこととは、いわゆるおとり捜査といふものに属するわけでありまして。現在は、はっきり法律上認められておるのは麻薬関係だけでございますが、まあそのほかの関係でもおとり捜査といふことについてはある程度の限界を持つてゐる。一般の刑事事件においてもやり得るというところは考えられておりますけれども、現在のところにおいては、おとり捜査といふものは非常に人権を害しやうといふ意味において、具体的にはなかなかやらないといふような態度をとつておるわけでありまして。まあそういう意味で、おとり捜査が一面犯罪を誘発するといふようなことになりまして、それこそ人権問題でありますので、そこのおとり捜査の発動のしかたといふものは非常にむづかしいと思つてゐる。私は第一線でおとり捜査が売春事犯に使われているかどうかといふことは、ただいまのところは存じませんが、いわゆる典型的なおとり捜査の形はおそらく使われていないのではないかと、いふふうな考へておられますけれども、ただ、まあ五條違反の行為について、たやすくそういう行為をしやうといふ場所といふようなものに捜査員が目を見つらうといふようなことはしばしば行なわれているといふふうな考へております。

○田中壽美子君 私、そのおとり捜査といふのは人権を侵すといふ意味で、よくそんなことがニューヨークでは平気で行なわれるものだと思つてむしろ驚いたわけなんですけれども、そのほかの方法として、もう常習売春者が出入りするような場所といふのは大体わかつてゐる。そこへ出入りする男女を見張つていて、そしてその場所に対して禁止のあれをするといふのは、これは考えられるのじやないかと思つてゐるけれども、そういうことについてはやつておいでになるんでしょうか。つまり、売春助長行為といふもののあげられた数は減つてきておるわけなんですけれども、事実は非常にそういうものが多いといふこと、それから例のヒモが多いといふ状況の中で、一体どういふ方法を一歩使つていらつしやるんでしょうか。

○説明員(今野耿介君) いまお話の出ております件でございますが、この前も実はこの委員会でもちよつと申し上げたのでございますが、普通この勧誘事犯の捜査、検査といふような場合にどういふにやるかといふことでございまして、一応街頭でいろいろ目につく売春婦みたいなものがあるじやないかといふふうなことがございまして、それを直ちに引っぱるというわけにはもちろんいかなのでございまして、通常は、男を呼びとめるような形になつて、それが一緒に旅館なら旅館といふようなところに入る。入つた段階で、警察は初めてそこまでつけてまいりましてまず男のほうにいろいろ聞いてみる。そして、まあ嫌疑のほどが十分あるといふことになりまして、今度は相手方の女のほうに聞くといふふうなことで、非常に単純と申せば単純な、第五條関係の勧誘の検査の場合についてはそういうふうな手続を経てその女性の検査といふことに至つておるわけでございます。いわんや、管理売春とかいふような複雑悪質なものにつきましては、そういうふうな程度のこちらの捜査態勢ではとてもまいらないのでございまして、かりにそういうふうな形で裁

判所のほうに送りまして、結局いろいろ口実のもとに逃げられてしまふといふようなことで、管理売春等の検査の場合には、これも前同ちよつと申し上げたのでございまして、何十人かの出入りした客について、一応、その客の足取りといひますか、住居とか、そういうものを調べておきまして、それから個々に聞いていく。その場合でも、その相手方になつた男性の人権を侵害するといふことについては十分考慮を払わなければなりませんので、なかなか多数の相手方を調べるといふことも実は非常に努力を要する問題でございます。しかし、たくさん調べまして、それから実際の検査に役立つ情報として得られるものは非常に少ない。五、六十人を一つのかりにホテルならホテル、宿屋なら宿屋について調べてみましても、それがいわゆる事件としてさらに進んでいけるという情報を得られるものは、五、六十人

の中から五、六人といふふうな歩みであるやうでございます。そういうふうなことから、非常に悪質な管理売春あるいは暴力団による管理行為といふようなものをするといふ意気は、気持ちには十分にあるのでございまして、そういうふうな人権といふふうな問題も片方にある関係上、非常に慎重に取り運ばなければならぬのが実情でございます。

それからもう一つ、お話の出したおとり捜査といふことでございまして、先ほど御説明のありましたように、麻薬関係はともかくといひまして、売春関係につきましては、おとり捜査といふことは現実にはやつておりません。ただ、実際問題といたしまして、警察官が街頭でいま申し上げましたような勧誘事犯の取り締まりといふやうなことに従事しておりますと、売春婦のほうから警察官といふ認識がなしに、向こうにしてみればミスで警察官に勧誘行為をしかけてくる。警察部内ではこれをじゃ引きといふふうな表現で申しておるやうでございまして、そういうふうなものであるもので、結局あくまでも売春防止法違反であることは事実でございますので、そういうものも検査されておる人員の一部には含まれておることは事実でございますけれども、こちらから意識的におとり捜査をやるといふふうな態度は現在の売春取締法において警察としてはとつていない次第でございます。

○田中壽美子君 売春防止法ができて以後の業者の転換の状況はつかんでいらつしやるのでしようか。業者があつた当時日本全国にずいぶん数があつたかありましたが、いわゆる赤線業者が、その業者の転換状況ですね、それはつかんでおいででございましょうか。

○説明員(今野耿介君) これは非常につかみにくい面もございまして、はたしてわれわれの持つております数字がどの程度信用できるものであるかといふことについては自信がないといふところが真相でございまして、あいにくきう実は先ほど申し上げたやうな実情でちよつとその数字

の資料を持って来ておりませんので、次の機会にひとつ伺っていたきたいと思いますのでございませう。

○田中寿美子君 それでは、お願いします。

もうすでにこの委員会でも何回か話があったのかもしれないのですが、どうしても五五違反が、一番多い。そこで、私たちが一番ねらうものというものは、やはりそういう性を売らせてもうける者、これができるだけなくそうとうところにあるはずだというふうな考えているわけなんです。その助長行為をする人のほうが非常に巧妙になつてきているわけです。で、いわゆるヒモといわれるものに対して厳罰をもって臨むということがここにも記されているのでございますが、ヒモというのいろいろあると思うんですね。これは刑事局の方にお尋ねするのですけれども、ヒモと目していられる業者——業者といいますが、実態は、どんな人々をさしておっしゃっているのですか。

○政府委員(津田實君) 事例といたしましては、最近ここの二年の事例から申しますと、ヒモをいふ七条あるいは八条というので公訴を提起した事例、あるいは懲役一年二カ月というふうなものになった事例、それから一年六カ月になった事例、それから一年二カ月になった事例というのが東京にございませう。これはいづれも同様の女に困惑させてというふうなことであります。それからそのほか内縁関係というふうな形で、福岡、広島等におきまして、懲役一年五カ月、あるいは十カ月、一年六カ月、札幌におきまして一年六カ月といふような事例がございませう。それから暴力団の構成員でそういうことをしたもののついてのやはり同様の検挙というふうな事例が、特異な事例として私どものほうに報告のあった事例としてございませう。

そこで、現在、一般的に申しまして、起訴率と申しますか、検察庁が受理いたしました事件の起訴の率というものは、昭和四十年で、たとえば六条の(周旋等)につきましては八四%、それから十

条の(売春をさせる契約)の場合は八一%、十一(場所の提供)は六八%、こういうように起訴の割合がかなり高率になっております。一般の事件はともそこまで参りませんわけです。そういう意味におきまして、助長事犯で発覚しておるものにつきましてはさうような高率の起訴率をとっております。これは、起訴できないものにつきましては、事実関係の証拠上の問題点があつてできなかったという事例が多いと思われるのであります。が、大体そういう意味におきまして検挙して検察庁に送られたものにつきましては相当高率に起訴されておるわけでございます。

そこで、結局、問題は、潜在的なこれらの業者、これらの行為というのにつきまして、どの程度これを把握して検挙できるかということに問題が帰着するといふふうな考えております。それから参りますと、かように高率な起訴率を持つておりますから、やはり検察庁へ送致されるまでの警察等の捜査当局の内偵捜査、あるいは現実の捜査というものが非常に行き届いているということとが言えると思ひます。問題は、先ほども警察庁からお話があり、私ども申し上げましたが、特定の事件につきまして相当の手段がかかるということによつて、全般的な能率問題ということになるとこれはやはり問題があるということではないかというふうな考えております。

○田中寿美子君 この資料によりまして、「有罪人員中二千三百七十八人が懲役刑を言い渡されておる、うち実刑に処せられた者は五百九十二人」というたいへん少ないわけですが、みなどうなつたわけですか。保釈したわけなんですか。非常に親切だと思ひますね。

○政府委員(津田實君) 大体は執行猶予になっております。

○田中寿美子君 つかまえられた婦人に関しては、保護処分をしたり、いくらかアフター・ケアがあるわけですが、そういう業者やヒモに対しては、あとは何もアフター・ケアというものが無いわけですね。

○政府委員(津田實君) これらのものにつきましては、あるいは先ほど執行猶予と申し上げましたが、あるいは罰金のものもございませうが、罰金につきましては、執行済みであれば、あるいは人の資格の關係で若干の制限はありますけれども、これはどうするわけにもいきませんし、執行猶予中のものについては、保護観察でもついておれば、保護観察の対象になるというところはあつておられる。まあ、しかしながら、一般の犯罪として考えました場合におきまして、刑の執行、あるいは執行猶予期間中が終つれば、これは特別の措置といふことはできない。一つの何かの制限を加えるといふことは逆に人権上の問題であるといふことになつてくるわけでございます。五五違反の婦人のほうの關係は、法律上補導院なりの措置がとれることになつてゐるからであるといふことであると思ひます。

○田中寿美子君 それだから私どもは改正の必要を言つてゐるわけなんですけれども、そうしますと、業者のほうの累犯というものもいふばいあるわけですね。それをつかんでいらつしやいますか。

○政府委員(津田實君) 業者の累犯率は、いまちょっと手元に資料がございませうが、売春婦のほうの累犯率は、これはかなり高いことは御承知のとおりでございます。業者についても相当累犯はあると思ひますが、累犯につきましては、累犯自体は把握されておりますので、罪の量刑には相当の影響があることは、先ほど申したとおりでございます。

○田中寿美子君 この法律は十年前にできて、たいていの法律は、十年もたつておらずと、その間ではしばしば修正や改正があるわけなんです。今日までそのままで、非常にいろいろ不便があつてもちつとも改正されずに今日まで来ているわけ、何となく私は法務当局も警察当局もあんまり熱心でないような感じを受けるわけですがね。

それで、私たちは、なにも罰するのが決して目的でないわけなんです。この法律をつくつたとき

に、売春ということが人道に反する、正しいことではないといふことを宣言しまして、ほんとうならば、法的な問題として残つてゐるのは、單純売春もこれもやばりしてはいけなないものだという法律にし、それから相手方になつた人も——さっきおっしゃいましたように、相手方がはつきりしなければ、業者もつかまへられない、押取る人もつかまへられないわけですから、相手方にもある程度はつきり責任感と処罰を伴わないと、女の人自身が自分たちだけが被害者になるという非常に片手落ちの感じを受けて、更生の意欲を失うといふことにもなるわけなんですけれども、ですから、そういう点が法的にも残つてゐますし、また、管理売春が非常に巧妙になつてきた状態の中で、一体これをどういふふうにするのか。非常に重大な問題をたくさんかかえておつて、困難ですからやりにくい。そして、人員が足りないといふようなこともおっしゃつてゐると思ひます。が、一体どのくらいの方がこの売春防止法關係で警察では働いていらつしやるのでしようか。

○説明員(今野政介君) ちょっとこれまた数字をきよう持つて来ておりませんので、次回にでもお願いしたいと思ひます。

○田中寿美子君 たいへん残念で、次々に尋ねることが全部データがないので、非常に遺憾だと思ひますが、その所管でいらつしやいますから、ざつとした概数くらいは頭に入れておいていただかなければならぬと思ひますのでございませう。そういう点で、この十年間にだんだんなすがままにまかせるといふような状況になつてゐるような気がいたします。

次に、更生保護のほうでこれは厚生省の方にお伺ひしたいと思ひますけれども、更生保護相談室ですか、これは厚生省ですね。こへ連れて来られるのは最大限二週間くらいですか、滞在の期限は。その間に、その定員が十分でないために十分のめんどろが見られなかったり、それからその身の振り方をきめるのにも非常に手不足だといふ話も聞きますし、それからときとしてアルバイ

○政府委員(布施健君) 婦人補導院の収容状況を申し上げますと、年々全体としても減っているということは事実でございます。昨年——これは年末で押えておりますが、昨年の年末の現在員は百三十七名、三十九年は大体似たような数でございまして百三十八、それから三十八年は百十五、三十七年は百五十九、三十六年は百八十六、こうい

上更新がございませんので、その六カ月という期間の中でカリキュラムを組んでできるだけの努力をしておるわけでございます。ただ、ただいま申し上げましたように、非常に知能指数の低いもの、あるいは精薄者といったようなものが多いというような状況から、必ずしも補導効果がどの程度あがっているかということは確かに問題があると思うのでございまして、しかもこれらは質が低下してまいりますればまいりますほどいろんな問

しいいますから、そういうお答えしかできないと思うのですけれども、しかし、これは売春婦の問題だけではないのですが、心身障害児とか精薄児なんかも含めて、現在あるような設備のままでしたら、これは厚生省の問題でもありますけれども、そういうふうなお考えが出るかと思うのですけれども、そうじゃなくて、自由を拘束して不幸な生涯を一生そこで送らせるというような立場からではなくて、やはりもっと将来こういう人たちのための長い計画というものがあってもいいと

婦人相談員の問題は、現在は御承知のように非常勤にするというふうに現行法では書いてあります趣旨は、やはり家庭を持たれ、経験の相当しつかりした人が全部本式の公務員になるということになりますと、なかなか引っぱり出しにくいという問題がありまして、むしろそういう有識者の御婦人方を、あるいは男性もおられますけれども、引っぱり出すということは、非常勤のほうがいいんだという趣旨であのように非常勤にするとかわざわざ断わり書きを書いたというふうに私聞いておるわけでありますけれども、それがだんだん突進から見ますと、夜夜中まで二十四時間勤務みたいいろいろな相談に人が押しかけて来るといふような点から見ると、非常勤というものを常勤にしてもよろしいんだ、思い切って全部常勤だといふふうにやってみれば、これは簡単なんです。た

だ、そうなると、家庭を持ち、それぞれの学識意見を持っておられる方がやめていかざるを得ない、ほんとうの公務員というかっこうになります。その辺がもったいないじゃないかというふうな気持ちの一つ、どうもはっきり言いたくありませんが、この婦人相談員の費用は国庫補助でございます。普通、こういうふうなものは、たとえば福祉事務所の二万四千二人の職員、児童相談所の職員は、交付税交付金で国庫補助の対象になっていない。これを国庫補助に残しておいておきますのは、そうすることによって県なり相当の市なりが置きやすくなるだろうということをやっておくわけでありませうけれども、これが市によつては常勤にしろてもいいし非常勤でもかまわない、同じ市でも人によつては常勤があり非常勤があるということになりますと、現行の法律では婦人相談員については国がこれを補助すると書いてありますだけに、そこそこはうかうかしていても全部国庫補助から交付税交付金によつて市町村長のあるいは地方公共団体の自発的なものにしたかどうかという、議論として交付税交付金の議論におちいんじやないか。常勤の場合は、これは非常に現実的な話で恐縮ですが、非常勤の場合と補助単価が当然変わってまいります、勤務日数、時間が変わりますから、その辺になりますと、むしろそういう国がこうしろというんじやなしに、市町村長が任意でどうでもいいというかっこうになさるなら交付税交付金が筋であるといつて、いまの現行法の補助のたてまえが変わってくるんじやないか。その辺に非常にむずかしい問題があるというふうな気がするわけでもあります。

○田中寿美子君 それです。私どもの改正案では、必要やむを得ざる時のみ常勤にすることができるといふふうなことで、全員常勤にするというふうな考えていたわけではないので、ほんとうに非常勤の非常に優秀な方々がたくさん、ことに初期に出てこられたわけでございますが、それにしても、そのほかの母子相談員とか家庭相談員とかいう方々との均衡があまりに違います。一般

にときとしては非常に危険を伴う仕事しておりますから、もっとこの点を当然考えていただきたいと思ひます。それは、厚生省が大蔵省に予算の原案を要求なさいますときに、ぜひ今度はずっと大きくそのところを上げていただきたい。数にしたらつたわずかのものでもございませう、いま、全国におきましても、その辺、原案からあまり内輪になさいますものですか、大蔵省ではさらにそれを査定するということになりまうので、ひとつもつと実態をよく見ていただいて、この人たちの労働条件を考えてあげていただきたいと思ひます。

それから、続いて労働省にお伺いいたしますけれども、ちょうど今度は十周年に当たるから、いろいろと資料をつくる。これは売春対策審議会のほうで問題になっておりますのですけれども、その資料はおそらく法務省あるいは総理府でおつくりになるんじやないか。で、労働省のほうでも年表をつくるというふうなお話でございましてけれども、その辺がどんなふうに進んでおりますか。

○説明員(木下雪江君) 最初は世論調査をしたものなんです。最近、こういう問題についての世論調査をなさったかどうか、してあったら、どんな傾向が出てくるのかをお尋ねしたいと思ひます。

○説明員(木下雪江君) 婦人少年局長が欠席でございますので、婦人課長でございます。

労働省では、婦人問題の見地からこの売春問題を取り上げていますのでございしますが、法律ができてから十年の間、毎年啓蒙活動を行なつて、売春防止特別活動を行なつて、一般のこの問題に対する正しい世論の啓蒙というところにとめてまいりました。また、調査を実施して実態の把握につとめていたわけでございます。また、各出先にもございます婦人少年室を通して、婦人少年室の業務としての婦人相談員の仕事としての相談業務で売春未然防止などに力を尽くしている状態でございます。いまちょうど、ことし売春防止法制定十周年ということ、特に十年間の売春問題に関係の

あるいろいろの動きを年表に取りまとめ、そしてこの問題に関心をお持ちの方々に差し上げてこの問題をもつと深く考えていただく資料にしたいというところで、もう原案を作成して近く出版する予定でございます。

世論調査につきましては、毎年実施しているのでもございますが、売春問題等、こういうものが悪であるというところは、あの十年前のときから比べまして非常に皆さまの認識が高まってきたというふうに思ふのでございします。こういう法律ができたことは、組織売春の取り締まり、あるいは婦人の保護更生の面で非常にいい機会と思つておりますが、なお、それと並行して、一般の方々のこの問題に対する世論を啓蒙していくということ、それからまた、新しい人間関係とかあるいは生活の慣習が変わっていくようにということで、一そう努力してまいりたいと思つておるわけでございます。

○田中寿美子君 その世論調査の対象は一般市民ですか。

○説明員(木下雪江君) 当初は一般市民男女につきましていたしましたが、その後、学生、男女共学の大学生、あるいは男子の多い事業場の男子に対してというふうな、対象別にいたしましたこともございます。いろいろの方法で売春問題に関係のある意識を把握してまいりたいということでございます。

○田中寿美子君 それで、いまの世論調査で売春というものが悪だというふうな答えは世論調査としては出てきているということですが、一部に、マスコミなんか、いかにも赤線復活論があるのかのように宣伝しておりますが、そういうことは世論としては出ていない、若い層には出ていないということでございますか。

○説明員(木下雪江君) 若い層、そしてまた学生というふうな層では、この問題に対しては正しい認識を持っておりまして、一部に言われているようなああいう問題は、私どものほうではあまり強く出ておらないようにございします。

○田中寿美子君 それじゃ、最後に、総理府の方にお尋ねいたしますが、ことし行政管理局はいろいろと審議会の整理をするということでございますが、売春対策審議会は生き残るわけでございますね。で、過去の今日までの審議会の実績——と言つてあれですけれども、どういふことを主としてされて、どれだけの役に立ったかということや、それからいまこういふまた別の様相を呈しているときに、審議会はどういふことをしようとしているかというふうなことにまつてお話を承りたいと思ひます。

○説明員(福田勉君) 売春対策審議会についてでございますが、先生御承知のように、そもそも昭和三十一年の三月に設置されたわけでございます。で、当初、いわゆる売春防止法の制定に關しまして非常に積極的な活動をしたわけでございます。で、御承知のように、売春防止法が制定されましたから、先ほど説題になっておりました関係業者の転廃業、あるいはそれに対する各行政機関の指導等につきまして、さまざまな建議を三十五年当時の間は、売春防止法の施行運用につきまして、取り締まりあるいは保護更生という面等にわたりまして関係各省間と協議するということを主体にしております。あわせて、売春防止に役立つための周辺の問題と申しますか、たとえば、麻薬対策のようなもの、あるいは最近問題になっております性病予防等の問題につきましても、小委員会を置きましてそれぞれ審議をし、必要に応じて、それぞれ各大臣に建議をいたしておる、そういうふうなままに実態になつております。

今後、お尋ねのように、売春防止の問題につきましても非常に多々あるべき問題も多々ございします。あるいは、現在の売春防止法自体につきましてもいろいろ問題点があるかと思ひます。そういうふうな問題点も含めて、さらにこの審議会の内部で組織的にも多々審議を継続し、さらに問題を出していくというふうな態度でまいりたいという考え方でおります。

○田中寿美子君 今度の私どもの一部改正法案で、すね、これに対しては、審議会はどのような態度にきめたのでございますか。

○説明員(福田勉君) 実は、今度の先生方御提出の法案改正の問題でございますが、御承知のように、つい先回の総会におきまして、これを小委員会にかける、法律改正あるいは法律運用の問題についての本質的な討議に入ろうという段階に至っていたわけでございます。まあこの間の案とは別にいたしまして、審議会は審議会なりの独自の検討をさらに続けるという態度をとっております。

○田中寿美子君 最後に、要望したいと思うので、すけれども、私も売春対策審議会の審議委員の一人でございますけれども、それと関係してあります各省が、ただときどき担当して顔を合わせるという程度で、あまりこのごろ売春防止法関係では動きが鈍かったような感じがいたしました。せつ、かくいまいこう問題点が提起されておりますから、ぜひ改正法案に關しても熱意のある審議をして、政府当局と同じ立場に立つという原則ではなしに、この問題そのものの立場から進めていけますように御努力をお願いしたいと思います。

以上で私の質問は終わります。

○山高しげり君 関連して一、二厚生省にお伺いいたしますけれども、先ほど婦人相談員のお話でございましたが、婦人相談員の相談件数というものが非常に地域差がございまして、すけれども、その原因はどのようなところにあるのでしょうか。

○政府委員(今村謙君) ちょっと私どもも具体的に各県ごとに分析しておりますが、やはり大都會のようないくつかの地域で、要するにウエートといふ問題も一つあるし、わりあい相談員がのんびりしているというふうな問題ではないだろうかと思っております。

○山高しげり君 特別私は婦人相談員がのんびりしているところが件数が少ないというふうに申し

上げたつもりはないのでございますけれども、ただ、非常に地域差があります。これはもちろん売春防止のお仕事それ自身が初めから地域差があるわけですから、相談員のお仕事にもおのずから同じ事情があることは私も存じておりましたけれども、たとえば福岡県なんかは全国一なんですけれども、取り扱件数が。第二位が東京であつて、第三位が大阪である。こういうふうな事情がございまして、何か相談員さんの話を聞きますと、なるたけ幅を上げて相談を受けるようにあつた、こう聞いておりますが、それはいかがでございましょうか。——と申しますのは、地方で相談のお仕事をしたいらっしゃるでも、売春婦が相談に来るといふことは比較的少ないと私は思

います。したがって、どうしても相談の場を広げないといふふうなことが心なげなければならぬといふような実情なども勘案なさつて、厚生省当局から、なるたけ幅を上げて受けなさいといふような御指示があつたように私は聞きましたけれども、そのことをいつそいふものを出したか、それを承りたかつたんです。

○政府委員(今村謙君) お答えいたします。

そういう公文書でもっと手を広げて家庭の問題、経済、一般の問題についてやれといふふうなことを出したことはないといふことでございます。ただ、問題は、研修会とか、あるいは県の担当係官の集まり、会議、こういうふうなときに、たとえば私は山形県の出身でありますので、山形県の例をとって申し上げますと、あの辺のところでは、婦人相談所を見ますと、年間六十三件といふふうな非常に少ない件数しかございません。ところが、それ以外の家庭問題といふのがいろいろたくさんあるといふふうなことがあるので、売春婦だけの相談に應ずるというだけでは困るので、もっと予防的な措置といふか、いろいろな家庭問題について来る人については相談をしてあげる、こういう口頭の指示はいたした、こういうこととでありまして、文書では出しておりません。

○山高しげり君 大体それで了解いたしました。また婦人相談員のこととは別の機会にもう少し伺いたいと思つてます。それから潜在化のお話は前回も今度も皆さま方から出ておりますけれども、先ほどお話がありましたように、たとえば週刊誌等に

おいて、赤線はすでに復活しているといふようなテーマで、内容が非常に具体的な原稿を週刊誌の読者は読まされていくわけですが、警察の御当局としては、おとり調査もやれないと。すると、その辺のことはどうなつたものでしょうか。事実が一体あるのかないのか。われわれはちょっと調査に行くわけにはいきませんけれども、まあまああつた原稿を書いていく人たちは、なかなか見識を振り回して、現場に乗り込んで、こゝろであるあつた、幾らで女が買えととか、周旋はだれに頼めばいいとか、はなはだ具体的にございまして、あつた、あつた、あつたといふふうな認めになるのか、あつた、あつた、あつたといふふうな認めにいらつたのでございましょうか。

○説明員(今野敏介君) 確かに、最近、週刊誌にはそういう記事がよく出ておるのでございまして、すけれども、まあどういふ仕組であつたか、記事が出ておるのか、つまびらかにいたしてございせんが、もちろんあつた、あつたといふふうな書かれておるのでございまして、われわれのはが相当努力しておるにもかかわらず、それに類した事態が若干あるといふことは認めざるを得ないのではないかと、いふふうな考へるのでございまして、すけれども、ただ、それだからと申しまして、警察がいわゆる捜査といふ立場でそういう場合に臨む場合と、それからいま話のございましたようにいふゆる探訪記者が探訪といふ形で臨んだ場合とは、あらわれ

てくる問題といふものがずいぶん違ふのじゃないかといふような感じもするわけでございます。警察官が捜査といふ立場で臨みますと、先ほど申し上げましたように、一つの事件を捜査し、これを検挙するといふところまでたどりつくには、非常な苦勞が要るわけでございます。警察は、先ほど専断しておる職員が何人かというお話がござ

いたしましたけれども、全国で十七万人おる警察官のうち、いわゆる売春捜査に専断しておるといふ者は、おそらく大都市に限られた警察署におる程度でございまして、あとはその他の防犯係官であるとかあるいは少年係官の者が兼任という形で、片手間と言つて縮まりに従事しておるといふ

ような関係でございまして、結局、警察の要するに兵力——と言つて適切なことではないかもしれませんが、いづれにしても、警察の要するに人員の問題とかといったようなものもあつた事態をききにクリアーするためには非常に限られておるのじゃないかといふような感じがいたしてございまして、いづれにいたしましても、警察としては、手持ちのこまをできるだけ有効に活用いたしまして、あつた、あつた、あつたといふふうな事態をできるだけ押えていくといふふうには及ばずながら努力しておるつもりでございまして、す。

○山高しげり君 警察庁のお話では確かにそのとおりと思つておりますけれども、それで、持ちこたへん少ないといふことについて、持ちこたへんやしていただきたい、そういう積極的な予算要求といふようなものは、これは警察庁にとどまらな

いと思つておりますけれども、売春防止法関係の所管の各官庁において、この十年間に一体そういう予算要求を下つたのでございまして、それが上のほうでどれだけ削られてきたかといふたような資料といふものは、拝見できないものでございまして、す。つくつていただくといふようなわけにはいかないものでございまして、これはなぜそういうことを言うかといふと、私も婦人相談員として幅広くいろいろな仕事をしておりますと、たとえば子供の遊び場がほしいといふようなことはおかあさんたちの切なる要求であるけれども、建設省なら建設省の公園なら公園の所管のほうでもはやり同じ要求を持っていられつと、いふようなときには、いろいろ御連絡もあつて、ことしはこれだけ予算を出しているけれども、陳情してひとつづつ削られないように願つたか、よくそういうこ

とがあるのをごいすけれども、売防法関係でそういうようなことをお頼まれたことは一ぺんもございせんし、まあある中でどうにか暮らしておいでになったということなんだろうが、そこいら辺に赤線が復活したと言われなければならぬ、ないような現実を生んできたということも考えられないことがないような気がいたしますけれども、たいへんしろとうの突拍子もない要求でございすけれども、御無理でしょうか。——まあ、またなにかとお声がなるとすると、「いかに熱意がないか」ということがわかる（と呼ぶ者あり）どうやらそういう感じがするわけでございますけれども……（笑）

○政府委員（津田貫君） 私が申し上げるのは、全体を通じての意味でございますが、累年の比較表というものは、これは差し上げることはできないと思ひます。ただ、申し上げたいことは、現在、法務省関係でございす、予算の別で売防関係が入っておりますのは、法務総合研究所、検察庁関係、婦人補導院関係、保護観察所関係、大体これに大別できるわけでありす。しかしながら、ここに入っております予算は、比較いたしますと、たとえば昨年昭和四十年の予算には法務総合研究所には何もなかったのが、本年はわずかでありすが調査費が二十五万円入っております、検察庁が千八百万円というのが本年は千九百万円になっておる、あるいは補導院関係では昨年と四十年一度では七百万円ふえておるといふような方ばかりも入っております。ただ、この予算が即それだけの予算しかないとおっしゃいますと、これは全体の機構のうちの共通のものが非常にあるわけでございます。それを分離して一々申し上げることもできませんし、また、分離するという作業ができませんし、また、分離する意味で、これが売防対策に使われている予算だといふふうな御理解願うと、ちよつと違ふということになります。そういう御理解の上に立ちますれば、そのこと自体の特別経費というものは、これは逐年のものは表にすることは私のほうとしては

ではできません。

○山高しげり君 最後に、一つ警察庁の方に伺いますけれども、今野さんが前回のときにおっしゃった御発言の中に、きょうもそれに触れたことをちよつとおっしゃったように思うのですが、現行法は単純売春を罰していないものだから、むしろ派生的な管理売春を取り締まるのが非常に不徹底のように思うというように、これを前におっしゃっておられるのをごいすけれども、それは議事録も出ておりますけれども、単純売春の問題については、警察庁としてはどう思うかということはおっしゃりにくいかもしれませんが、ちよつとお察しに御仕事ができるという意味でございすか。

○説明員（今野耿介君） 前回の発言、私がまあいまの単純売春を処罰していない現行法のたてまえ上云々ということをして申し上げたと思ひますけれども、その意味は、管理売春が広がってやりにくいというつもりで必ずしも申し上げたのではありません。これは、結局、単純売春とあつたものに触れていないにもかかわらず、まあ今回の改正案に出ておりますように、たとえば周旋の相手方となることを承諾した者が処罰されるというふうな規定のしかたをやっていくと、そういう者が処罰されて、しかも周旋を依頼した女子は処罰されないというふうな意味のアンバランスが起るんじゃないかというふうなことを申し上げたつもりなんです。そして、単純売春とあつたものに現行法が触れてないという場合に、今回のような改正案が出てまいりますと、周旋というふうな場合にもアンバランスが出てくるような気がするということを申し上げたつもりであります。

○山高しげり君 そうすると、単純売春を処罰しないという原則的なものがあつて、それに伴う派生的な管理売春というものを取り締まろうという体制は何か不徹底だということにおっしゃつたように……

○説明員（今野耿介君） いや……。○山高しげり君 議事録はですね。ですから、もし御訂正なさるなら御訂正なさつておかないと、これを引用するかもできません。ちよつと表現が足りないのかもしれないけれども。

○説明員（今野耿介君） 私の意思は、もし速記録がそういうふうな誤解を生むようになっていたとすれば非常に困ると思うのをごいすけれども、真意は、そういう管理売春をやらないとかやれないとかというふうなことを言つたつもりではないのでございまして、要するに、処罰という面から見ていくと、こういうふうな改正のしかたをやるにアンバランスが出るんじゃないかということや、ちよつとアンバランスを申し上げたつもりでおるわけでございます。

それから先ほど増員というふうな問題でお話があつたような関係がございすので、一言申し上げますと、警察庁の場合は、最近警備警察の強化というふうなことで過去数年間に何千という増員をいたしてまいっております。あるいはまた、交通問題が非常にクローズアップしてまいりました。非常に取り締まり警察官の数が足りないというふうなことで、また交通警察官の増員というふうなことが最近行なわれております。それからまた、現在では外勤警察官が非常に不足であるというふうなことから、たいへん外勤警察官の増員ということが行なわれておるわけでございます。この数年來そういったような点について増員が行なわれております。私も最近いまの仕事に來た関係で、過去売春関係でどういふふうな増員要求を出したかということ、ちよつといまつたようににいたしておりませんけれども、そういうふうな大きな問題についての増員というふうなことが大きく打ち出されてきた関係上、売春関係に従事する警察官の増員ないしはそれに対する他からの振りかえというふうな問題が必ずしも御期待に沿えるような形ではあるいは行なわれてこなかったんではなからうかと感じます。

○山高しげり君 警察庁としてこの売春問題について立ち入る場合に、防犯少年課というのが所管課なんですか。

○説明員（今野耿介君） はい。警察庁の場合には、防犯少年課の所掌事務ということになっております。

○山高しげり君 ありがたうございました。

○藤原道子君 一つだけ。先ほど、この間もそうだけれども、売春婦の場合に精薄が多いということとは、もう周知の事実なんです。精薄だから半年や一年やたつてよくならはせぬ。拘束していったらといって精薄がなおらない、これもわかる。それならば野放しにしていけないことになるわけね。それで、精薄者の対策、とりわけこういうところに転落しやすい女性の対策について、厚生省はどういうふうな考えておるか。それからおとなの精薄者あるいは性格異常者、こういう者がどのくらいいるのか、そして福祉施設にそういう人たちが何人入っているのか、厚生省はどういう指導をしてきているのか、その点だけお伺いします。

○政府委員（今村謙君） この前、精薄の施設収容人員というのを手持ちがなかったもんですから、調べて参りましたが、子供いむゆる十八歳未満の精薄児の施設につきましては、児童福祉法関係の施設の中に入っておりますが、百九十六施設でございす。総定員は一万三千四百四十三名。それからおとなのほうは、これはあとからできた施設なもので、四十八百二十九名。それで、両方合わせまして二百六十三施設、一万七千九百七十二名、大体一万八千人という程度のものしかできておらない状態です。これは、四十年から、十八歳以上は社会局、十八歳以下は児童局というのはどうもおかしい、身体障害と事情が違ひますから、精薄はむしろどちらにいくべきじゃないかということ、児童局のほうに全部移管して、法律案はまだ二本立てになっておりますけれども、いま審議会で、年齢にこだわらず、年齢十八歳になったら向こうへ行つてくれというふうなことは言わぬ

というように、法律改正ができるように研究中でございます。

それから精薄の実態調査につきましては、私、いま記憶にありますが、十八歳以上が三十四万、児童で約九十万という膨大な数字がございます。ただ、これは、とり方によりまして非常に突っ込んで聞けないのです。家庭に行っても、人権問題とかいろいろありますから。もっと何か聞く方法がないかと思ひますけれども、それにして、そういうものに對しましておとな子供に入れて一万八千人ぐらい、そういうかっこうでは困るじゃないかということ、精薄のそういうおとな子供を一本化して合わせても、施設の思い切った増設といひますか、そういうものを考えなくちゃいかぬ。ただ、ここの婦人収容施設が、この前申し上げましたように、実は定員が二千三百三十名、こう言っておりますが、実際は五五%から六〇%ぐらいしか入っておりません。というところは、施設長もいろいろ相談所やあちこち回っておりますけれども、対象者に説得にかかると、私はそんなこといふやだと言う。こっちは強制的な権力は何もないわけですから、そういうことで実質の収容は六〇%切れるというようなかっこうでありますだけに、その辺が非常にむずかしいのであります。

それから施設の中に二年、三年という人が相当おります。収容所の中に、それは、そういう点、別に何年おったから困るというわけではないけれども、中には職業補導なりいろいろありますが、ものによつてはやはり精薄の大きな施設と交流みたいなものを時期によつては考へる。施設にみないなもので、手足がよく動く人とか、いろいろあるのですから、その辺も分類するといふことが考へられておる、かようなことでございます。

○藤原道子君 この問題は、まだ問題が多うございますから、きょうはただその点だけにしておきます。

それから先ほど田中さんから資料の要求があつ

て、警察庁では手持ちがないとおっしゃった。この資料を委員長の方から御提出くださるよう確認しておいてほしいと思ひます。お願いいたします。

○委員長(和泉覺君) 警察庁のほう、資料よろしうございませうか。

○説明員(今野耿介君) 先ほどお話しのごいしましたのは、現在警察がつかんでおる容疑者とおっしゃいましたですか、それからあとは潜在売春婦、それからあとと転換業者の実態、それから専従警官といふふうなものと申しますが、初めの二つにつきましては、もちろん帰って調べますけれども、資料がないことはないのでございませうけれども、まあ非常に自信のないと申しますか、そういう数字でございまして、推定数という程度に軽くおとりいたしたくよりしかたがない数字じゃないかと思ひますけれども、一応準備いたしてみます。

○委員長(和泉覺君) 本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十六分散会

四月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、群馬県前橋市内の法務省所有地の所管替えに関する請願(第二〇〇九号)

一、印章に関する法律制定に関する請願(第二〇六二号)(第二〇六三号)

一、戦争犯罪裁判関係者に対する補償に関する請願(第二〇八八号)

第二〇〇九号 昭和四十一年四月十九日受理

群馬県前橋市内の法務省所有地の所管替えに関する請願

請願者 群馬県前橋市紅雲町四 松本恒治 外六十四名

紹介議員 渋谷 邦彦君 前橋刑務所北側の道路(前橋市四一紅雲町、宗甫分町地内で延長三百八十三メートル、全幅員七・五メートル、有効幅員六・五メートル)をすみや

かに、舗装するか、又は本道路敷地の所管を法務省から建設省へ移して正式市道認定が実施されるよう配慮されたい。

理由

一、本道路は、曲輪町、石川町方面からの中学校通学道路として利用されている。
二、また、群馬大橋から主要地方道路、前橋古河線を結ぶ最短路線として重要な道路である。
三、この路面、舗装は、付近沿道住民の年々の望みであるが、道路敷地が法務省管轄のため、正式市道として認定されず、数十年来じや利道のまま放置されている。
四、さらに昨年来、利根橋完成に伴い、大型自動車等の交通量は激増の一途をたどっており、沿道住民及び通学児童は日夜その震動と砂じんにやまされ、被害はじん大である。

第二〇六二号 昭和四十一年四月二十日受理

印章に関する法律制定に関する請願(三通)

請願者 岡山市駅前町一ノ三ノ六岡山県印 章業組合内 小峠茂外八十四名

紹介議員 稲葉 誠一君

印章の基本法をはじめ、印章師法等印章に関する法律を左記要領により制定し、印章の制度をいっそう拡充整備されたい。

一、最近市販されている合成樹脂による成型の同一型物印はその製造、販売を禁止すること。

二、すみやかに印章の定義を法的に明らかにすること。

三、印章はすべて姓名全部を入れたものとする。

四、印章師は許可営業制度によるものとする。

五、印鑑登録に際しては、印章業者に彫刻証明書を送付させ、彫刻年月日、材質、寸法、刻字及び字体等を明記するよう義務づけること。

理由 一、印章に関する法律は太政官布告以来、基本的な改正もなく諸種の不備な点も多く見られ、す

でに全国市町村長会あるいは全国戸籍事務協議会等において問題とされ、当局に對し「印鑑に関する基本法」の制定を再三要望している。

二、基本法がなく、各自自治体が条例をもつて印鑑の登録又は証明の業務を行なっているため、地面師等の知能の犯罪の原因ともなっている。

三、わが国の印章の制度は文化的であるとともに、署名(サイン)押印の信託性は国際的に見ても決して劣るものではない。

印章の制度を法的に整備された秩序の上に重用されることが当然である。

四、不明確な習慣法としての太政官布告も現在では不備でまことに寒心にたえないものがあるので、いまこそ国の法律として新しい時代に適應した法律の制定が必要である。

第二〇六三号 昭和四十一年四月二十日受理

印章に関する法律制定に関する請願(四通)

請願者 岡山県高梁市新町六八 増井長二 郎外八十四名

紹介議員 亀田 得治君

この請願の趣旨は、第二〇六二号と同じである。

第二〇八八号 昭和四十一年四月二十一日受理

戦争犯罪裁判関係者に対する補償に関する請願

請願者 山形県鶴岡市上肴町二九 長沢 太郎外十六名

紹介議員 白井 勇君

この請願の趣旨は、第八一六号と同じである。

五月六日本委員会に左の案件を付託された。

一、鹿児島地方方法務局蒲生出張所存続に関する請願(第二二一七号)

一、商法の一部を改正する法律案の一部修正に関する請願(第二一六三三号)

第二二一七号 昭和四十一年四月二十二日受理

鹿児島地方方法務局蒲生出張所存続に関する請願

請願者 鹿児島県始良郡蒲生町上久徳一蒲

生町議會議長 脇田勇吉

紹介議員 谷口 慶吉君

「鹿児島地方法務局蒲生出張所」を存続し、そのいつその強化充実を図られたい。

理由

政府の行政事務合理化方針の一環としてか、最近蒲生出張所の組織は縮小の一途をたどりつつあるが、この事実に対して町民は大きな不安の念を抱くに至つた。

万一該出張所が他に吸収統合されるような事態が生ずるならば、地域住民にとつては不可欠の機関を失ふこととなりその受ける損失は多大であり、また、辺境の地にある蒲生町にとつては唯一の政府機関を失ふこととなりその発展が著しく阻害されることは明白である。

第二二六三号 昭和四十一年四月二十五日受理
商法の一部を改正する法律案の一部修正に関する請願

請願者 東京都北多摩郡国立町東区九六ノ

二 中島徹

紹介議員 亀田 得治君

政府が今国会に提出した「商法の一部を改正する法律案」中の左記二項目はこれを削除されたい。

一、第二百八十条ノ二第一項第八号

「株主以外ノ者ニシテ之ニ対シ特ニ有利ナル発行価額ヲ以テ新株ヲ発行スベキモノ並ニ之ニ対シ発行スル株式ノ額面無額面ノ別、種類、数及発行価額」

二、第二百八十条ノ二第二項中、「新株ノ引受権ヲ与フル」を「対シ特ニ有利ナル発行価額ヲ以テ新株ヲ発行スル」に、「与フルコトヲ得ベキ引受権ノ目的タル」を「其ノ者ニ対シ発行スルコトヲ得ベキ」に改める。

理由

一、本改正案は、一般株主の利益を完全に無視し、経団連を中心とする財界の強力な圧力に屈したものである。

二、財界の意に支配されるような立法思想は、い

わゆる政治腐敗の兆をあらわしたもので、きわめて憂慮すべきことであり、これはやがては、ばん回不可能な事態を招来する原因になるかも知れない。

三、もちろん財界のわがまま、かつ、高慢な方向は絶対的に排除しなければならぬが、他方、財界の強要に支配されて法案を作成するような責任者は、神聖かつ厳正でなければならぬ法治國家の立法部の座に存在させておくことは許されない。

四、株主に特別大きな損害を与え、証券会社にそれに相当する特別の利益を与えて新株を発行するといふことは、会社法の根本原則をまつこからふみにじるものであり、また判例の法源をも完全に無視することのような立法化は暴挙である。本改正案は、まさに改悪の二字に尽きる。

五、「株式会社資金調達を容易にする」ためには、「買取り引受け方法」によらなくても、現行商法のもとで、阪田方式を採用すれば所期の目的を達することができる。政府はこの際、阪田方式を奨励するよう行政指導すべきである。

(理由書等添付)

昭和四十一年五月十八日印刷

昭和四十一年五月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局